

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 要人往来（山中総務長官1次、2次、3次訪沖）(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-24 キーワード (Ja): 山中総務庁長官, ランパート米国高等弁務官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43267

要請書

原封書

山中総務長官に対する要請書

昭和45年5月20日

琉球政府

要 請 事 項 目 次

◎総務局関係	ページ
1 市町村財政強化について	1
2 市町村における漬地補償について	3
3 琉球政府定員の措置について	4
④ 国有地の管理移管ならびに旧県有地の移譲について	5
5 国の出先機関設置について	7
◎企画局関係	
① 米軍支出金及び米国管理資産の返還について	9
2 水資源総合開発の促進について	10
3 国の沖縄に対する財政支出を管理する特別会計制度の創設について	10
4 長期経済開発計画の閣議了承について	11
◎主税局関係	
1 国税庁支局を置くことについて	12
2 税制面について	12
3 一定期間、沖縄に独立税関を設置することについて	12
4 税関貨物取扱人の通関士としての資格の取得及び転業に伴う融資等の特別な配慮について	13

◎法務局関係	
① 復元補償に関する問題点について	14
② 講和前における米合衆国軍人等の行為による人身事故(死亡及び傷害)補償について	15
3 土地調査について	17
4 基本図について	18
◎農林局関係	
1 含蜜糖の保護育成について	19
2 農業基盤整備事業の整備拡充について	20
3 農業土木技術員の長期出向について	20
4 開拓移住地内にある国有地の早期払い下げについて	20
5 農業改良普及事業に対する財政援助及び技術援助について	21
6 試験研究機関に対する財政援助及び技術援助の強化について	21
7 官有林の琉球政府への移管について	21
8 水産業の振興策について	22
9 本土産米穀の売渡しについて	23
10 西表国有林縦断林道開設費の全額国庫負担について	24
11 国立海洋開発研究所の設置について	24
12 農林・漁業中央金庫の県信用農(漁)業協同組合連合会への移行について	25

18	経営伝習農場の設置について	29
----	---------------	----

◎通商産業局関係

1	企業誘致について	30
2	中小企業施策の充実について	31
3	南西諸島物資の指定制度の撤廃について	32
④	米国向け綿製品輸出における日本枠使用について	33
5	国際海洋開発博覧会の沖縄での開催について	34
6	西表島及びその周辺海域を国立公園に指定することについて	35
⑦	那覇空港の国際空港の指定及び同空港の民航地域拡張について	36
8	8 沖縄本島・宮古島間のテレビ伝送回線設置について	37
9	9 沖縄の郵政事業への援助について	38

◎建設局関係

1	建設局主管にかかる公共施設の本土との格差是正について	39
2	2 復帰記念事業の継続実施について	40
3	3 福地ダム完成に伴う導水施設の建設費援助について	43
4	4 復帰記念事業としての沖縄本島中南部縦貫道路の建設について	43
5	5 市町村道の整備に対する財政援助について	45

⑥	政府道潰地に対する補償費の援助について	45
7	7 都市計画施設の整備について	46
⑧	⑧ 琉球水道公社の琉球政府移管についての協力方について	47
9	9 住宅対策について	48

◎厚生局関係

1	1 生活保護について	50
2	2 中部病院における医学研修制度の継続について	51
3	3 社会福祉施設等の整備について	51
4	4 政府立病院の整備について	54
5	5 政府立診療所の整備について	54
6	6 新那覇病院建設について	55
7	7 沖縄平和祈念公園建設について	56
⑧	⑧ 放射能に関する技術援助について	58

◎労働局関係

①	① 軍雇用者問題について	59
②	② 軍関係離職者対策について	60
3	3 職業安定行政機能の強化について	62
④	④ 職業訓練の整備拡充について	64

◎文教局関係

- 1 学校施設設備格差是正計画に対する財政援助について-----65
- 2 国費学生制度の継続実施について-----66
- 3 琉大の国立大学移管と医学部の設置について-----67
- 4 国立工業高等専門学校を設置について-----68
- 5 学校用地の確保に必要な財政援助について-----69

◎警察関係

- 1 警察庁舎の整備強化について-----70
- 2 警察車両等の整備強化について-----70
- 3 通信施設の改善について-----70
- 4 実務研修等の強化について-----70

◎宮古地方庁関係

- 1 離島、へき地性から生ずる諸々の不利な条件の改善について-----72
- 2 農業基盤の整備助成について-----73
- 3 畜産業の振興施策について-----74
- 4 水産業の振興施策について-----75
- 5 第二次産業の開発援助について-----76
- 6 観光産業開発に対する援助について-----77

◎八重山地方庁関係

- 1 宮良川、名蔵川の水利開発による土地改良事業について-----78
- 2 石垣島、西表島の一周道路の整備舗装について-----78
- 3 石垣港の整備拡充について-----78
- 4 石垣島縦断道路の開さくについて-----78
- 5 仲間港、船浦港の築港について-----78
- 6 西表西部の空港設置について-----79
- 7 西表島入植者に対する土地払下げについて-----79
- 8 国立海中公園の指定について-----79
- 9 国立種畜牧場の設置について-----79
- 10 天然ガス試掘について-----80
- 11 マイクロ回線延長方について-----80

◎総務局関係

1 市町村財政強化について

(1) 市町村財政の強化のため国庫支出の増額

現今の経済の高度成長ならびに72年本土復帰を目前にひかえ、本土市町村との格差是正の行政需要が増加し、財政の硬直化を来たしており、市町村交付税は、年々増額されてきましたが、市町村財政需要を充足するには、琉球政府財政の実情からして十分ではありません。そこで本土政府の国庫支出の増額を仰いで琉球政府財政の強化により、市町村行政水準を本土市町村並みに近づけるよう措置する必要があります。

(2) 資金運用部資金に対する援助

ア 琉球政府では資金運用部資金を設置して、公社、公庫および市町村の公営事業等に要する経費について貸付を行なっている。

イ ところが、資金枠が限られているため、市町村の需要を十分に満たしていません。

ウ 貸付対象が独立採算の可能な事業に限られているため、その他の公用、公共施設に要する経費は市中銀行から借入れています。

エ そこで本土政府の援助を仰いで、市町村に対する貸付枠、

貸付対象を拡大し、公用、公共施設等の建設に要する経費にも長期低利の融資を受けられるようにして、市町村の需要をみたす必要があります。

(3) 合併市町村建設事業促進に対する援助

ア 市町村自治の拡充強化の基本は、市町村の規模合理化を図ることにある。ところでこれまでの市町村合併の進捗状況(現在までに3ブロックの合併を行なった)から判断した場合、その気運は盛りあがっているものの促進法の有効期間(1970年11月)までに基本計画(15ブロック)どおり合併を完了することは困難であります。

イ 政府としては次のような方針で合併を促進します。

(7) 合併の実施にあたっては、原則として市町村の自主性を尊重するがあまり効果があがらない場合は所定の手続きを経て合併勧告をなし、それによつてもなお成果が得られない場合は政府補助金の中止等を含むあらゆる積極的対策を考える。

(8) 合併後の新市町村については、その一体化を促進し、合併の効果をいつそう増進させるため、各局の主務課を通して積極的に援助を行ない、なお、必要によつては合併以前においても援助を行なう。

(ウ) 新市町村建設計画の実施計画についてその実施を促進するため予算編成前に局長会議に付議し、局長会議の決定事項とし、局長会議において決定をみた実施計画に要する事業費についてはもれなく予算計上します。

以上のような施策をなすとともに、これに要する事業費については政府予算で積極的に支出するが、硬直化している琉球政府財源では十分にこれを果たし得ない現況であります。そこで本土政府の援助を仰いで72年本土復帰までに本土市町村並みの行財政規模の新市町村編成を行なっていく必要があります。

2 市町村における漬地補償について

戦時中あるいは終戦処理の過程において、日本軍、連合軍もしくは行政官庁によつて拡張または新設のため、市町村道、農道に編入された道路および河川の漬地が、現在までなんらの補償を受けずに放置され、関係地主に対し大きな損害を与えています。また、その補償額がぼう大な額にのぼるため、現在の貧弱な市町村財政では到底これが補償ということは困難であります。このようなことは、終戦処理が沖縄において考慮されなかつたことに基因するものであり、当然に本土政府の責任において処理されるべきものと考えます。

そこで、将来漬地補償をすることを前提に当面は市町村道等の漬地実態調査に要する経費の財源措置は緊要なことでありますので、本土政府の強力な財政支出が実現するよう特別のご配慮をお願いいたします。

なお、補償費の要求額に関して、現時点においてはさきに沖縄市町村会が行なつた市町村道等にかかる漬地の調査概数しかなく、該漬地の各市町村別、地目別、等級別、坪数および単価等が不明なため、これらの該漬地の実態調査結果に基づく適確な算定基礎にたつて年次計画で要請いたします。

また、該調査の実施計画として、該調査は相当大がかりなかつ、内容的にも複雑性をおび、専門的技術を必要とすることから現在の市町村では、1・2の市町村を除いては、殆んど各市町村が単独で該漬地の調査を実施することは困難でありますので、該調査がスムーズにかつ効率的に実施できるよう沖縄市町村会の組織の中に該調査に対する専門委員会等を設置して調査実施の方法および計画の策定等について、あらゆる角度から十分に検討を加え、該調査に対する万全措置を講じていきたい所存であります。

3 琉球政府定員の措置について

琉球政府の総定員は17,576人(行政府17,016人、立法院

137人、裁判所423人)で国県政および市町村政業務の占める比率は

- (1) 行政府17,016人に対し、国政38%(6,491人)、県政60.5%(10,279人)、市町村15%(246人)
- (2) 立法院137人に対し、国政78%(107人)、県政21.9%(30人)
- (3) 裁判所423人に対し、国政100%(423人)

となつている。これらの総定員が復帰時に混乱なく国県政機構へスムーズに移行できるよう配慮していただきたい。

4 国有地の管理移管ならびに旧県有地の移譲について

(1) 現状

「財産の管理」米国海軍軍政府布告第7号(1948年)
 「琉球財産の管理」米国軍政府指令第19号(1948.4.7)
 により、琉球列島米国民政府の管理下にあります。

(2) 国県有地の琉球政府に管理移管になつたもの

- ア 1960年9月12日づけ高等弁務官布令第34号が公布され、琉球諸島の干潟、海浜の管理権が移管になつた。
- イ 1962年4月12日づけ高等弁務官指令第2号「国県有森林地の管理」により、全島の森林原野を管理することになつた。

(3) 国県有地の利用状況

国県有地の利用状況(1961.12.31現在市町村調査)

(1) 琉球政府へ管理移管になつた森林原野	坪 88,511,994	国有地	85,948,435坪
		県有地	2,568,559
(2) 米国が使用している森林原野	26,718,282	国有地	26,118,615
		県有地	604,667
(3) 米国民政府が琉球政府へ割当(無償)した土地	720,236	国有地	584,649
		県有地	135,587
(4) 米国民政府が使用している土地	3,444,039	国有地	2,934,804
		県有地	509,235
(5) 米国民政府が住民へ有償で貸付けている土地	2,208,147	国有地	1,903,001
		県有地	300,146
総面積	121,597,698	国有地	117,479,504
		県有地	4,118,194

(4) 管理移管要請の概要

- ア 1952年以降、機会あるごとに米国民政府に対し要請し続けています。
- イ 日米琉諮問委員会の議題として提案されています。

5 国の出先機関の設置について

琉球政府の行政機能は、復帰時において国の事務と県の事務に分離され、国の事務となつた分野について国の出先機関が設置されるが、この場合、沖縄の歴史的・地理的条件等の特殊事情により行政組織法令の現体系のみによつて本土類似県なみに処理することは適切でない。

つきましては、復帰にあたり沖縄開発のため国務大臣を長とする沖縄開発庁を設置して、現地沖縄に沖縄開発局を置いていただきたい。

この開発局に含まれない特殊機能については、地方支分部局、附属機関それぞれについて次のように特別措置を講じてもらうよう要請します。

なお、機関設置に当つては、宮古・八重山地区についても特別の配慮をお願いします。

(1) 地方支分部局について

沖縄開発局に含まれない特殊機能については、県単位に置かれるもののほか、次のとおり沖縄ブロックの新設、本省庁直轄機関の設置および支部の設置等の措置を講じていただきたい。

ア 新設する管区等

沖縄入国管理事務所	沖縄貯金保険局
那覇税関	地方調停委員会事務局沖縄支局
沖縄通商産業局	沖縄地区麻薬取締官事務所
沖縄海運局	公正取引委員会事務局沖縄地方事務局
第11管区海上保安部	沖縄地方更生保護委員会
那覇管区气象台	沖縄地方海難審判事務所
沖縄地方郵政局	

イ 本省の直轄

沖縄地域統計部	沖縄土地調査事務所
国税庁沖縄支部	沖縄電波監理部

ウ 支部等

国税局協議団沖縄支部	沖縄航空交通管制部
福岡欽山保安監督局那覇支部	福岡陸運局沖縄陸運支局
大阪地方航空局那覇空港事務所	石垣島、宮古島、南大東島の各地方气象台

(2) 関係各省庁の附属機関について

ア 試験研究機関、医療療養機関、教育文化施設については各県単位に置かれるもののほか、次のような機関を沖縄に特設していただきたい。

台風防災学術研究所	国立病院（建設中の新那覇病院のほか）
南北文化センター	精神病院
海洋開発研究所	金武保養院
熱帯医学研究所	沖縄愛楽園・宮古南静園
老人保養センター	

さとうきび原産種農場	工業技術資製品化学研究所沖縄出張所
パンアツプル原産種農場	沖縄海員学校
農業土木試験場沖縄支場	郵政職員訓練所
工業技術院地質調査所沖縄出張所	

ウ 検査、検定機関については、本所又は支所等を次のとおり設置していただきたい。

沖縄検疫所	農業検査所沖縄支所
動物検疫所沖縄支所	東京肥飼料検査所沖縄支所
門司輸出品検査所沖縄支所	工業品検査所沖縄出張所
門司植物防疫所沖縄支所	神戸繊維製品検査所沖縄出張所
動物医薬品検査所沖縄分室	

附記： 検察庁、防衛施設局、大学およびその附属機関等については個別的に要請します。

◎企画局関係

1 米国支出金および米国管理資産の返還について

1972年の施政権返還に際して、沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理問題が、日米両政府間において、重要な協議事項としてとり上げられることが報道されています。

同支出金および管理資産のうち、米本国の直接支出による支出金は、米国が沖縄県民の福祉向上ならびに社会経済発展を意図して支出してきた資金であり、従つて同支出金および資産は統治責任者としての当然の統治費と考えます。また、ガリオア資金等およびこれらによつて増殖された米国民政府資金等による支出金・資産等の中には、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された面がきわめて大きく、さらに米国議会における国会議員または政府当局者の証言およびその他関連資料等によつても、これら支出金および資産の債務性については否定的であります。

以上の理由によつて、米国または米国民政府によつて支出された支出金及び資産については、沖縄県民の所有に属するものと解し、その処理にあつては、沖縄県民の意思ならびに県益が十分に配慮されるよう要望し、その完全なる返還実

施が施政権返還と同時に実現されるよう要請します。

2 水資源総合開発の促進について

産業開発を推進するためには、大量の水資源を必要とするが、本県は豊富な雨にめぐまれながら、大規模な河川や湖沼が無く水利用上きわめて困難な状況にあります。

したがつて、今後の産業開発をすすめるためには、河口ダムや内陸ダムの積極的開発による水資源の確保が必須要件となりますが、この調査、開発には多額の資金と高度の技術を要し、日本政府の積極的な援助が必要であります。

3 国の沖縄に対する財政支出を管理する特別会計制度の創設について

1972年返還に備えて「復帰体制づくり」を国の責任と負担において遂行していくために国の沖縄に対する財政支出については、従来の援助方式にかえて交付税方式を採用し、国家経費の全額国庫負担、本土県なみの交付税および各種の国庫補助金、分担金相当額の国庫負担を実現していただくとともに、沖縄経済が本土経済の一環として自立体制を確立していくための経済開発に要する財政資金の増額を図る必要があると考えられます。

したがつて、復帰移行に伴なり体制整備のための国の財政

支出は、従来とは異なつた規模と内容をおびることになると
思われますので、国の責任体制に基づく財政負担を明確にす
るとともに、資金ルートを一本化し予算の計画的執行を図る
意味において特別会計制度を創設され、国の沖縄に対する財
政支出を区分管理されるよう要請いたします。

なお、この特別会計は、沖縄の長期経済開発計画にそつた
経済開発資金の確保を図るため復帰後も存置し、将来は経済
開発資金を管理する特別会計として存続していただくよう要
望いたします。

4 長期経済開発計画の閣議了承について

琉球政府では、目下長期ビジョンに基づいた長期経済開発
計画を策定中であり、本年6月までには、その策定を完了す
る予定であります。これを実効あるものにするため、日琉経
済振興会議において審議検討していただき、さらに閣議了承
事項としてとりあげて下さるよう要請します。

◎主税局関係

1 国税庁支局を置くことについて

24年間に亘る占領政策による複雑で変則的な社会現象と経済構造等から惹起した納税義務観念の低調と職員の資質格差の是正を図ると共に復帰に伴う残務処理を迅速ならしめるため、沖縄に国税庁支局を当分の間(2年程度)設置していただきたい。

2 税制面について

(1) 保護関税的性格を有する現行物品税等については、復帰の際、本土法が適用された場合の地場産業に与える直接的影響のあることを考慮して、相当期間の経過措置を講ずる必要があります。

(2) 酒類、たばこおよび嗜好飲料の製造、販売に関する現行の免許制度は、本土のそれと、かなり相異しており、復帰に際して本土なみの条件に移行した場合、既得免許者の中には、企業存続のうえから相当の影響をうけるものがあると思料されますので、それ等の者に対する所要の経過措置を講ずる必要があります。

3 一定期間沖縄に独立税関を設置することについて

(1) 復帰時点で本土の関税法等特例法を全面的に適用した場合、現在税関の取締の対象となっていない公用船、公用機等の入出港手続及び船積卸確認事務並に米軍関係貨物に対する通関事務等が新たに税関の管理下におかれることになるので、その面の税関業務が著しく増大します。

(2) 広大な米軍基地からの免税物品の横流れ、東南アジア地域からの麻薬及び金地金等の密輸並びに軍人、軍属等の軍用機、軍用船等を利用した大麻の密輸等に対する監視取締事務を強化する必要があり、その面の監視取締事務が著しく増加します。

(3) 復帰後は国境税関として日本国最南端の国境線の監視取締りの強化に伴いその面の事務量の増加が予想されます

4 税関貨物取扱人の通関士としての資格の取得及び転業に伴う融資等について、特別の配慮をお願いします。

◎ 法務局関係

1 復元補償に関する問題点について

軍使用地の返還に際し、形質の変更された土地については高等弁務官布令第20号に基づき米合衆国政府は、復元補償義務を負っているのであるが、現実には形質の変更された時期又は返還された時期により、下記のとおりそれぞれ異つた取扱いがなされております。

- (1) 1950年7月1日以後に形質が変更された土地
- (2) 1950年7月1日以前に形質が変更され、1961年6月30日までに返還された土地
- (3) 1950年7月1日以前に形質が変更され、1961年7月1日以後に返還され、又は返還される土地

上記の(1)(2)の土地については、高等弁務官布令第20号及び第60号でそれぞれ復元補償がなされているが、(3)の土地については、米合衆国政府は平和条約第19条をたてに法的責任はないとして、補償請求を却下しております。これら土地に対する損失は事実上、米合衆国軍隊が与えたものであつて、法的責任の有無は別として、施政権者として当然適切な措置を講ずべきものと思料しますが、前述のとおり、米合衆

国政府は、補償請求を却下している実情にあります。

これら土地をそのまま放置することは、(1)(2)の土地に比し著るしく公平を欠くばかりでなく、個々の地主の経済的損失は勿論のこと、土地の効果的利用の面からも多くの問題を残しておりますので、返還協定を締結されるに当つては、これら土地の復元補償について、日米いずれの政府が責任を負うべきか明確にして下さるよう要請いたします。

なお、沖縄における軍使用地の大部分が、上記(3)に属するもので、現在までに返還され、未補償になつている土地が約333,000坪で、それらの復元補償請求額は約100万弗となつております。

2 講和前における米合衆国軍人等の行為による人身事故（死亡及び傷害）補償について

1945年8月16日から1952年4月27日までの間における米合衆国軍隊またはその要員の活動に伴い、沖縄県民が琉球内において被つた人身事故に対する補償については、米国公法89～296号及び高等弁務官布令第60号に基づき、既に支払いがなされておりますが、当時、請求に必要な書類の完備に時間を要し、締め切りに間に合わなかつた請求者は、未補

償のまま残り残されております。従つて、被害者及びその遺族等は講和前人身傷害未補償者連盟を結成し、その補償を訴えており、琉球政府においても、同連盟の訴えを認め、高等弁務官に対し、特別の配慮方を要請しましたが、これら請求については、「日本国との平和条約（昭和27年4月27日条約5、以下単に講和条約という）」第19条により、請求権を放棄しており、又上記米国公法により支払われた補償金は、該公法の公布以前に琉球住民が高等弁務官に提出した請求に限定して恩恵的に認められたものであるから、追加請求を認めることはできないとの回答に接しております。しかしながら、これらの被害者及び遺族等の多くは、現在生活に困窮している実情にあり、未補償のまま放置することは、彼此公平を欠くものであるので、これら未補償者に対して早急に適切な措置を講じて下さるよう要請いたします。

なお、1969年12月末日現在、講和前人身傷害未補償者連盟から琉球政府に提出された請求件数及び補償請求額は下記のとおりであります。

死亡	160件	\$ 280,449.41
傷害	157件	\$ 293,438.07
計	317件	\$ 573,887.48

3 土地調査について

沖縄における現行公簿（土地台帳、登記簿）及び公図（附図）は戦後の1946年応急且つ拙速的に作成されたが、現地との不一致が著しく土地行政上の大きなあい路となつている。近年土地利用の高度化に伴つてその維持管理に困難をきたし住民の所有権の保護はもとより、公図公簿としての役割を果し得ない現状にあります。

その為、政府では本土の国土調査法に準じて、琉球全域の地籍を明確にすると共に、併せて土地に関する基礎資料として国土の実態を科学的且つ総合的に調査し把握することを目的として1957年土地調査法を立法制定し、1963年度から本格的に調査測量を開始、現在も継続して実施中であります。

沖縄の地籍調査は、戦災により混乱している地籍を本来の正しい姿に修正することであり、この意味では、終戦処理的な要素を帯びる事業とも言えますが、本土のそれとも異なる点であります。

土地調査の進捗状況は、~~別紙一覧表の通り~~、量的には1970年度で約52%を完了する予定であるが、軍用地等調査が難しい地域が残つている為、質的にはそれ以下であります。



本土復帰が実現した時点で、土地行政を円滑に移行できるためには、あらゆる施策の基礎資料ともなる土地調査の成果を早急に完成し整備させることが望ましい。その為にも本土と同様国家事務として取扱つていただきたい。

そのためには、あくまで地籍調査を国家責務としてとらえ継続実施に必要な資金援助を要請します。

4 基本図について

国土基本図は国土の開発（地域的開発計画、都市計画等）保全及び土地利用の高度化を推進する基礎資料となる基本図であり、琉球政府では長期経済計画の基本構想を策定しているが、その実施のうえからもなおまた本土政府の現地沖縄に対する施策を円滑にかつ、効果的に実施するうえから、きわめて重要なものであります。

沖縄の復帰を目前にして国土基本図の早急なる整備を痛感して琉球政府では、1970年度（初年度）に沖縄全域の空中撮影作業（経費は琉球政府負担）の実施に踏切り、目下実施中であります。

1971年度以降については、国家業務として日政援助による資金の全面的支出を要請いたします。

◎ 農林局関係

1 含蜜糖業の保護育成について

沖縄における含蜜糖の生産地域は、分蜜化できない小離島であつて、へき地のため、立地条件が悪く、さとうきびの生産費、砂糖の製造並びに販売諸経費が著しく割高であります。

反面、含蜜糖は本土政府による買入れ保護の対象外とされているため、全くの自由競争の立場にある関係上、本土市場における糖価が不安定なばかりでなく、コストの安い台湾産紅糖や本土内部で生産される再製赤糖（人造玉砂糖）の脅威にさらされているのが実情であります。このような状況下にあつても、地理的条件や気象条件等を総合的に勘案した場合、やはり農家経済の中心となるのは、さとうきび作であり、唯一の換金作物として今後とも保護育成していくべきであると思料します。

ご承知のように沖縄においては糖業振興法（1959年立法第183号）の規定に基づいて、さとうきび価格の支持制度をとっておりますが、前述のとおり砂糖の製造並びに販売経費の割高なため、含みつ糖企業原料価格負担能力は極めて低く、政府の一般財政の支出により、辛うじて原料価格を維持している状況であります。

つきましては実情ご賢察のうえ、沖縄の含蜜糖業振興のため

国による育成措置が講ぜられるよう、よろしくご配慮お願いいたします。

2 農業基盤整備事業の整備拡充について

著しく立ちおけている沖縄農業の構造を改善し、糖業、パイナップル等、主要産物の合理化を推進し沖縄の特殊性を活かした地域農業の振興を図るためには、土地改良、農業施設等の整備拡充が必要であるが、財政の都合で本土類似県の50%しか達成されていないので、格差是正のため、本土政府の強力な財政援助（年間400万ドル）を要請します。

3 農業土木技術員の長期出向について

戦後25年行政分離のため、沖縄の農業土木水準は低く又量的にも充分でないので、本土政府から技術向上のため職員若干名の出向をさせていただきたい。

4 開拓移住地内にある国有地の早期払い下げについて

軍用地主対策として、移住している開拓者の地位向上と農家経営の安定をはかるため開拓用地になつている国有地514.2ヘクタール（戦前150ヘクタール、戦後364.2ヘクタール）を早く払

下げてください。

5 農薬改良普及事業に対する財政援助及技術援助について

1972年度を目途として、普及事業の施設機構、人員等、本土における広域普及制度への態勢を整備する必要があるため、本土並みの財政援助及び技術援助を強化していただきたい。

6 試験研究機関に対する財政援助及び技術援助の強化について

経済発展に伴い農産物需要の変化と農村労力の流出等により農薬事情が急速に変わりつつある現状に鑑み今後の農薬は能率の高生産を指向して進めなければならないので、これに対応するため、試験研究機関を整備強化する必要があるから、財政援助及び技術援助を強化していただきたい。

7 官有林の琉球政府への移管について

官有林の面積は、国有林38,815ヘクタール、県有林1,049ヘクタール 合計で39,864ヘクタール ありますが、その管理権は米国民政府が保持しており、林産物の利用や国土保全対策等の山林の使命とする業務は全然タッチしていない。

琉球政府は、これらの官有林野の経営をするため、民政府から

委任を受け、沖縄北部と八重山に営林署を設置して官有林経営の諸業務を遂行してきたのでありますが、民政府の管理権に基づく指令、書簡によつて抱束され、借地の申請、立木の払下げ、伐跡地の造林等の処理に長期間を要し、業務遂行に支障が多い。

また、国、県有の保安林や不要存置林野が戦後の地籍調査で民有として登記されているものもあるが、管理権がないために所有権の訂正ができない。

本土復帰の目途がついた現在、復帰時点の混乱を最少限にいくとめるため、官有林経営方法を本土の方式に移行し、復帰前に所有権の訂正を行なうなど、早急に対策を講じる必要がありますので、管理権を琉球政府に移管することを要望します。

8 水産業の振興策について

(1) 漁業金融の強化について

遠洋近海漁業の安定的発展を図るための代船建造資金、新規漁業(大型かつお投網)開始にあたり、生産手段獲得のための財政措置、一般金融ベースにのることが極めて困難とされる沿岸漁民に対する各種蓄養事業開始のための低利長期資金援助をお願いします。

(2) 漁港施設の整備について

漁港は単に生産、加工、流通の結節点であるばかりでなく、生産基盤として各種漁業の振興をもたらす、地域漁業構造の改革をもたらす程の重要性をもつものであり、この整備なしに生産の飛躍的發展はありませんので、引き続き大幅な資金援助をお願いします。

(3) 流通機構整備について

流通機構の整備は漁港と同様、漁業生産の発展に大きく作用します。生産地における冷蔵庫の設置、農村地域への水産物供給のための技術的資金的援助をお願いします。

9 本土産米穀の売渡しについて

「沖縄における産業の振興開発に資するため、琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律」の制定に伴う供与米が、本年度から輸入され県民ひとしく感謝しております。

琉球政府として、この法律の定めるところに従い、この資金の有効適切な運用によつて、生産基盤を整備し、沖縄の産業を本土の水準に近づけるよう努力する所存であります。

しかるに、これら開発資金の需要額は、復帰迄に輸入される米

穀の売上資金を遙かに上廻っておりますので、沖縄に対する米穀の売渡しについては総輸入数量を確保して頂きたい。

輸入数量(希望)

1971年 83,000トン

10 西表国有林縦断林道開設費の全額国庫負担について

西表縦断林道は、日政援助を受けて1969年(昭44)6月から開設に着手しています。

この林道開設費に対する日政援助額は事業費の $\frac{4}{10}$ で、残り $\frac{6}{10}$ の事業費と附帯経費は琉球政府の負担となつているが、西表島は殆んど国有林であり、開設に要する費用の全額を国庫で負担してもらうよう要請します。

11 国立海洋開発研究所の設置について

食料とくに動物性蛋白資源の開発利用、海底鉱物資源の開発利用、海水の淡水化およびエネルギー等の直接利用、海洋環境等の利用に関する科学技術の開発および資源の総合的利用をはかるためには、国において海洋開発に関する総合的な研究機関を設置することが必要であると考えられます。

本県は、漁業と密接に関連する黒潮の調査研究、優良漁場と

して世界屈指といわれる東支那海の漁場開発および大陸棚資源の調査開発、海中環境の利用などのほか、東南アジア地域との情報技術等の交流の場として有利な地理的特性を有していますので、本県において「国立海洋開発研究所」を設置されるようお願いいたします。

12 農林漁業中央金庫の県信用農（漁）業協同組合連合会への移行について

沖縄における農林漁業中央金庫（以下「金庫」という。）は、組合（農協、漁協、連合会）からの貯金資金をもつて相互金融を行なうとともに、政府からの出資金をもつて本土におき農漁業近代化資金にほぼ対応した事業に対する政策融資を行なっています。これは本土における系統金融機関としての農林中央金庫、県信用農（漁）業協同組合連合会と政策金融機関としての農林漁業金融公庫の両機能をもつものであります。即ち沖縄においては、公庫と県信連を個別に設立せず、両者の機能を金庫が果たしてきたのであります。

このような金庫の性格は本土にないものであり、沖縄の特殊事情を考慮した場合これはむしろ長所でもあつたと思います。

しかし、本土に復帰した場合、沖縄における系統組織は本土

系統組織の一環としてその機能を果たすこととなりますので、現在の金庫の業務内容、その役割等を考慮し、更に本土に復帰した場合の沖縄における系統金融（農漁業金融）の強化拡充策等を考慮した場合、現在の金庫は発展的に解消し、農協法及び水協法に基づく信農連及び信漁連に移行する必要があります。このことによつて沖縄の系統金融は本土の系統金融、即ち単協—県信連—農林中金という三段階制の組織に編入され、これと有機的一体となることによつて組合員農（漁）家に対し十分な資金供与が可能となり、沖縄県における組合金融の立場も強化されるものと考えます。

もし、このような金庫の組織替えをせず、金庫が公庫に吸収されたり、金庫と併立する県信連を新しく設立することは、時間的なロスもさることながら、単協相互間の資金過不足を調整し、単協の信用事業を補強するという信連本来の機能を果たしていくことは極めて困難な状況であり、このようなことでは沖縄県における組合金融、ひいては組合系統組織全体の発展を大きく阻害することにもなりかねません。

従つて、金庫は信連に移行する必要があります。この場合の金庫に対する政府出資金の取扱いについては次のような処置を考えておりますので、御検討のうえ全面的な御協力をお願い致します。

います。

(1) 政府出資金は貸付金に振替えて県信連に引き続き存置する。

政府払込済出資額は1969年度末で10,972千ドル(琉政5,107千ドル、日政5,500千ドル、米政365千ドル)となつている。

政府出資金は、農漁業近代化のための長期、低利融資の原資として農漁業者に供与されてきましたが、これは金庫が県信連に移行しても本土と同様農(漁)業近代化資金を取扱うのでこれの原資として県信連に存置し、農漁業の発展のために十分活用させたい。この場合政府は県信連に出資できませんので、これを貸付金に振替えて存置したいと考えています。

(2) 政府貸付金の金利は無利子にする。

農漁業金融は、その特殊性から長期、低利でなければならず、このことが普通金融機関の融資を困難にしており、ここに系統金融機関の特殊な役割があるものと考えます。

沖縄の農漁業は本土のそれと比較してかなりの遅れがあり、従つて農漁業近代化のための長期、低利資金(基盤整備等の設備資金)は今後ますます伸びる状況にあります。政府出資金は、このような資金の原資であり金庫が存立する限り無コストであ

つたことに鑑み、貸付金に振替えても当分の間無利子にしたい。

また、無利子にすることは末端農漁業者の金利負担の問題とも関連し現状では無利子にせざるを得ないと考えます。

(3) 貸付期間は長期(50年)とし、年賦償還方式とする。

県信連が償還する場合は剰余金から償還していくわけですが、現在の剰余金は100千ドル程度であり今後農漁業の発展により剰余金の伸びが見込まれたとしても償還可能額は年250千ドル~300千ドル程度と推測され、11,000千ドルを償還するのにおよそ50年はかかります。

また、本土と沖縄の農業者一人当たりの所得を比較すると1967年度実績で本土が990ドル、沖縄が462ドルとなつています。この所得を基準にして本土の成長率8%、沖縄の成長率10%をみると沖縄における農業者一人当たり所得が本土並みとなるには約40年~50年の期間を要することが予測されますので長期に存置する必要があると考えます。

以上が金庫の県信連移行の必要性と主な内容であります。政府出資金を貸付金に振替える際日本政府からの援助金5,500千ドルについては、「琉球諸島に対する援助金の覚書」の趣旨と復帰後の沖縄農漁業の発展と開発のために沖縄県に活用させ

ていただきますよう金庫の県信連移行の措置と併せて強く要望します。

13 経営伝習農場の設置について

農業改良普及事業は、農業改良、生活改善及び農村青少年育成を三つの柱としています。

そのうち、農村青少年育成については、本土では各県に国の補助による経営伝習農場の設置をはじめ、数多くの研修施設が整備され、農業後継者の育成に大きな成果をあげつゝあります。沖縄においては、これら農村青少年育成についての施設がなく、これまで毎年本土の経営伝習農場や先進地農家その他に研修生を派遣している実状にあります。

本土復帰に伴う、日本農業の一環として、沖縄農業の今後の方向づけや、農村青少年育成を推進していくうえからも是非沖縄に本土政府の援助による経営伝習農場の設置をお願いします。

◎ 通商産業局関係

1 企業誘致について

沖縄経済は既に御承知のとおり基地依存型の経済であり、復帰をひかえ、経済構造の改善と基盤の強化を余儀なくされております。そのために中小企業施策をはじめとする既存企業対策とならんで企業の誘致が必要とされます。

このことは、雇用用員の大量解雇等で、その重要性が新たに認識され、境今、重要な課題とされております。本土政府におかれても、本土経済界に対し、沖縄への企業の進出方を働きかけて戴き感謝しておりますが、今後とも御尽力を賜わりますようお願いいたします。

なお、企業誘致にあたっては、立地条件の整備、資金の確保が必要であり、特に次の措置を講ぜられるよう要請します。

- 1 沖縄への企業誘致施策の推進
- 2 沖縄経済開発振興法の制定

※ 内容は、地域開発法、新産法、低工法、工業整備法、産炭地法

以上の特別措置を折込んだ法律

2 中小企業施策の充実について

沖縄における中小企業は、事業所数で98.5%、従業員数で74.4%を占め、沖縄経済にかなりの貢献をしていますが零細規模の企業が多く、体質改善を図ることが肝要であります。

現在、中小企業施策として、中小企業近代化促進法による指定5業種の近代化促進と協同組合法による事業協同組合(現在11組合)の組織化ならびに企業診断を実施しているが、1971会計年度においては、中小企業近代化資金融資法及び同法の特別会計法、中小企業団体の組織に関する立法、産工法、商工会議所法等の立法制定等と併せて、沖縄県中小企業団体中央会の強化、産工会、産工会議所等への経営改善普及および指導員の設置等を考慮しており、中小企業の構造高度化並びに設備近代化の促進、組織化指導、経営改善指導等の強化を図っていくことにしています。

更に今後は、それらの施策を充実させるとともに本土の中小企業諸施策の効果的導入を図り、立ち遅れを早急に是正していく必要がありますので、御高配をたまわりたいと思っております。

3 南西諸島物資の指定制度の撤廃について

沖縄の貿易事情は、1968年度において総輸出8,941万ドルで、国別にみると本土向け輸出が圧倒的に多く、総輸出の87.6%(7,812万ドル)を占めております。

本土向け輸出の場合「南西諸島物資の定義について」に個別指定された物資については、日琉覚書及び政令第100号の主旨に基づき特恵措置を受けております。

然るに本土復帰を眼前に控えて、貿易政策の一体化を推進する意味において、かかる個別指定制度を撤廃し、沖縄原産品及び沖縄で加工製造された物品については、「南西諸島物資の定義について」に個別指定することなく、原産地証明書を発行できることとし、従来どおり、特恵措置を講じて貰うよう要請します。

具体的には、次の物品であります。

- イ 100%沖縄の原産に係る物品
- ロ 沖縄原産の原材料で加工製造した物品
- ハ 本土原産の原材料で加工製造した物品
- ニ 外国原産の原材料で加工製造した物品
- ホ 沖縄原産、本土原産及び外国原産を原材料として加工製造した物品

4 米国向け綿製品輸出について

現在、沖縄の輸出枠は、1,284万平方ヤード確保されていますが、この枠は1969年度から据え置かれたままであり、このため沖縄の縫製産業が伸びなやみの状態になっています。現在の輸出業者6社だけでも2,000万平方ヤードの生産能力を持っており、非割当業者を含めると2,500~3,000万平方ヤードの輸出は可能であります。

米国政府に対し、再三にわたり沖縄における縫製産業の重要性(砂漉、パインにつぐ第3の輸出商品で年間450万ドル)を強調し、大幅増枠を要請してきましたが、解決をみていません。そこで業者の要請等もあり、日本枠を沖縄の業者にも使用させていただくよう早急に適切な措置を講じていただきたい。と同時に復帰後も現在の沖縄の輸出業者が保持している枠をそのまま確保できるよう御尽力を要請します。

5 国際海洋開発博覧会の沖縄での開催について

1973年に開催が予定されている「国際海洋開発博覧会」は沖縄のもつ自然的、地理的条件に最も適した事業であり、変則的な基地依存経済からの脱却を目ざす沖縄の経済、社会開発のための大きな推進力になるものと思われま

す。特にこの海洋博を開催することによつて、公共投資の促進が図られ更にこれに随伴する関連事業投資が誘発されると共に観光施設、社会施設等産業基盤の整備拡充が大きく期待されます。

先に大阪において行なわれた第5回沖縄経済振興懇談会でも復帰記念三大事業の一つとして取りあげられておりますが、当琉球政府としてもこの事業の沖縄での開催が実現できるよう強く要請いたします。

6 西表島およびその周辺海域を国立公園に指定することについて

西表島およびその周辺海域は次の理由により国立公園の要件を備えていると考えられますので、今後詳細なる調査のうえ、是非国立公園に指定して下さるようお願いいたします。

理由

西表島は琉球列島の最西端に位置し、列島中第二の大きな島で、総面積 292K m^2 、海拔 $300\sim 500\text{m}$ の不規則な山谷からなり、島の総面積の70% (204.4K m^2)は、亜熱帯原生林に覆われ、大小種々の河川とそこに広がる亜熱帯林特有のマングローブ群落、また山中に群落をなし繁茂するノヤシ林その他熱帯地方の森林に密生するツル性植物等が繁茂し、ジャングルをなして、イリオモテヤマネコ、イノシシ、サキシマスジオ、カモ、ヤマバト等の鳥獣類が生息しています。

なお、西表島周辺の海域は透明度が良く、海中には、100余種の熱帯魚、サンゴ等の資源が豊富であります。

7 那覇空港の国際空港の指定および同空港の民航地域拡張について ↓

1) 那覇空港は台湾、香港、フィリピン、ハワイと東南アジアおよびアメリカ航路の中継地として利用され、年々その需要も伸びてきて、沖縄経済の振興に大きく寄与しております。復帰後においても、その位置づけを日本最南端の国際空港として存置できるような特別措置を講じていただきたい。

2) 那覇空港の拡張工事は現在埋立工事が進行しておりますが、第2年次において誘導路、エプロン、給油施設および逐次施設の工事を計画、日政100万ドル、米政200万ドル計300万ドルを計上してありましたが、米政予算の削減によりその施行のメドがたたなくなっています。

当初計画どおりの施行をするため、日政援助を新たに200万ドル(米政援助の肩がわり)を追加増額援助していただきたい。

8 沖縄本島～宮古島間のテレビ伝送回線設置のための調査について

先に日本政府により先島地区テレビ施設が設置され、先島地区において1967年12月に待望のテレビジョン放送が実現され、同地域住民ひとしくその恩恵によくしておりますが、番組については、ローカルニュースを除きその殆んどが沖縄本島で録画(OHK放送センター内で収録)されたVTRテープを宮古放送局へ空輸して放映している関係上、ニュースは半日、時事、スポーツ番組は1日、その他はおおむね1週間遅れになつており、放送の使命である即時性及び同時性が失われている現状であります。

そのため、先島住民は、1日も早く沖縄本島や本土と同時にテレビ放送の視聴ができるよう強く要望しております。

1968年10月、日本政府郵政省から本件に関する予備調査を行なうための調査団を派遣し、調査をしていただきましたが、さらに同テレビ伝送回線設置の実現を促進して行くための本格的な調査を実施して下さるよう要請いたします。

9 沖縄の郵政事業への援助について

沖縄の郵政事業は、諸般の事情からここ2年来、赤字経営を余儀なくされており、このような実情に鑑み、1971会計年度において日政援助の要請をしましたが、本土政府の配賦が得られないままになっていますので、下記事項の経費については特別のご配賦をもつて援助復活方取り計らっていただきたい。

記

- 1 本省ならびに郵政局と同様な業務を取り行なう管理部門の経費

515,297ドル(日円185,506,920)

- 2 日琉間通常郵便物交換における本土からの超過郵便物の運送ならびに配達に要する経費

256,068ドル(日円92,184,480)

◎建設局関係

1 建設局主管にかかるとの公共施設の本土との格差是正について

戦後25年沖縄は本土と完全に隔絶され財政的に十分な公共投資ができなかつた。そのため公共施設の整備状況は本土のそれと比較して大きな格差が生じています。

1970年度末(昭和45年6月)建設局の達成率は本土の50.24%に対し、39.01%で11.23%の格差があり、資金量にして1億9,946万6,900ドルとなつています。

又格差是正完了時までの沖縄が本土の一県であればこの程度の予算規模であつたであろうと云う県並に整備するために必要な資金量は5億2,924万3,000ドルとなり合計7億2,870万9,900ドルとなつています。

本土との格差を是正するためには事業項目によつては3か年ないし10か年を要することになり、本土現行並の補助率ではその格差は拡大されても縮小はしないものと懸料します。

2 復帰記念事業の継続実施について

沖縄本島を含む5箇所の一周道路の整備を本土復帰記念事業の一つとして取上げていただいた事については深く感謝申し上げます。この事業が沖縄経済の発展にもたらす効果は誠にはかり知れないものがあると各界から大きく期待されているところであります。

つきましてはこの記念事業の今後の執行にあたり次の2点を御要望申し上げます。

(1) 本土政府派遣の道路調査団の現地調査の結果、当初の琉球政府要求額に比べて事業費が増加しておりますが、これは一部の路線が本土復帰が決つた事により米国政府の援助対象から外された事が主な理由でありますのでこの増加額についても承認して下さつて該記念事業に含めて頂きたい。

(2) この事業が当初の計画通りに³か年間で完了出来るよう、今後も強力な推進方を重ねて要望します。

建設局関係格差是正計画 単位千ドル

項 名	戦後から1970年までの格差是正総事業費	格差是正年数	格差是正完了時までの県並に整備するために必要な総事業費	合 計	1970年度達成率		
					本 土	沖 縄	本土を100とした場合の沖縄
建設局	199,466.9		529,243	728,709.9	50.24%	39.01%	77.65%
道路工事費	32,880.5	3	37,866	70,746.5	49.4 41.5	40.6 34.9	82 84.1
市町村土木事業助成	22,450.4	6	22,119	44,559.4	14.6 16.9	9.2 9.0	63 53.2
道路敷地整備費	3,946	4	0	3,946	100	34.1	34.1
海岸保全費			19,829	19,829	57.6	57.6	100
治水事業費	10,416	10	8,807	19,223	37.8	4.5	11.9
港湾保全費			39,207	39,207	24.52	24.52	100
都市計画事業費	31,785	10	63,812	95,597	26.81	14.16	52.82
水道事業費	1,600	4	4,554	6,154	79.9	77.3	96.7
下水道事業費	6,943	3	11,620	18,563	28	19.74	70.5
住宅事業費	89,446	10	321,439	410,885	93.5	74.8	80

復 帰 記 念 事 業

年 次 別 事 業 計 画

単 位 百 万 円
千 円

種 別	工 種	総 事 業 費	年 次 別 事 業 計 画			備 考
			昭 和 4 5 年 度 (1 9 7 1 年 度)	昭 和 4 6 年 度 (1 9 7 2 年 度)	昭 和 4 7 年 度 (1 9 7 3 年 度)	
北 部 一 周 線	改 良 ・ 舗 装	百万円 8,498.16 千円 23,606.000	414.31 1,150.857	3,363.89 9,344.143	4,719.96 13,111.000	東 村 川 田 ~ 久 志 村 km 大 浦 L = 24.0 0 = 6,057 歩
宮 古 一 周 線	"	百万円 600.94 千円 1,669.280	187.11 519.740	196.24 545.120	217.59 604.420	
石 垣 一 周 線	"	百万円 1,791.32 千円 4,975.880	197.68 549.110	696.67 1,935.190	896.97 2,491.580	
西 表 一 周 線	改 良 ・ 新 設	百万円 1,331.35 千円 3,698.200	197.28 549.400	622.76 1,729.900	510.81 1,418.900	段 階 施 工 の 分
久 米 島 一 周 線	改 良 ... 舗 装	百万円 332.64 千円 924.000	51.48 143.000	123.48 343.000	157.68 438.000	
合 計		百万円 12,554.41 千円 34,873.360	1,048.36 2,912.107 (8.3%)	5,003.04 13,897.353 (39.9%)	6,503.01 18,063.900 (51.8%)	

3 福地ダム完成に伴う導水施設の建設費援助について

現在琉球水道公社によつて施工されている福地ダムは昭和47年3月に完成予定であります。

当初公社計画では、福地ダム完成と同時に導水できるよう福地ダムから13号線沿ひに石川浄水場までの導水管布設を公社資金(米国民政府一般資金、米政府資金、公社利益金)によつて布設する予定であつたが復帰との関連でこれらの計画が取り止めになつた。

沖縄の本土復帰に備え、経済自立のための工業振興等に伴う水需要の増大に対処し、さらに福地ダムの有効利用を図るためにも、導水管は早急に布設しなければならない緊急な課題であります。

福地ダム完成に伴う導水施設の建設については、当初計画どおり導水施設ができるよう、昭和46年度日政援助で建設資金を考慮していただきたい。

4 復帰記念事業としての沖縄本島中南部縦貫道路の建設について

(1) 近年における沖縄経済の成長とこれに伴うモータリゼーションを反映して自動車台数が著しく増加の傾向にあるため道路資産と自動車交通はアンバランスを来し、これが交通混

雑の激化と交通事柄の増大を招いている大きな要因となつている。特に那覇市、コザ市等の都市部とその周辺においては、この傾向が強く都市機能の著しい低下を来している現状にあります。

(2) 沖縄においては、本土のように鉄道施設がないのですべての陸上輸送をもつぱら道路に依存しています。従つて本土における鉄道施設に代る幹線の輸送施設として沖縄本島中南部を骨格的に縦貫する自動車専用道路を建設し、効率的車両の運行と交通時間の短縮を図る必要があります。

(3) 国民所得と自動車1台当り人口とは密接な関係があるがこれについて本土と沖縄を比較してみると沖縄においては、国民所得が本土より120～150ドルも低い状態において自動車を購入している現状であります。

換言すれば沖縄の道路需要は本土のそれよりはるかに高いことが言えます。

(4) 該縦貫道路の建設のために琉球政府は1967年度から1971年度までに延長11.9 Km に対し事業費23,788千ドルを投下しているが引続き本土政府からの援助をお願いします。

全体計画					
全体	事業量	1971年度までの完成事業量		1972年度以降の計画事業量	
延長	金額	延長	金額	延長	金額
Km	千ドル	Km	千ドル	Km	千ドル
44.64	87,268	11.9	23,788	32.74	63,480
	百万円		百万円		百万円
	31,416.5		8,563.7		22,852.8

5 市町村道の整備に対する財政援助について

市町村道は住民の日常生活に密着した末端の道路として強くその整備が必要とされるところであります。沖縄においては本土に比べ著しく立ち遅れている状態にあります。

従来、この市町村道の整備に対しては琉球政府としても細々と助成をしては参りましたが、市町村からの要請が莫大な額になるため、財政の都合上そのごく一部を満たすにとどまっている実情にあります。

つきましては沖縄においても早く本土並に市町村道の整備に対しては国庫からの財政援助が受けられるよう御配慮ください。

6 政府道瀆地に対する補償費の援助について

現に使用されている政府道のうち、権原の取得がなされないまま道路用地になつた政府道瀆地が645,340坪あり、戦時中より講和条約発効時まで日米両軍によつて瀆地になつたもの482,426坪、琉球政府によつて瀆地となつたもの

162,914坪に大別されます。

1967年度より、これら瀆地に対する補償金の支払が開始されたが、1970年度末現在の補償実績見込はわずかに21%（金額比率）にすぎず、琉球政府の現在の財政事情では政府道瀆地補償問題の早期解決は到底困難な状態にあり、その対策に苦慮している現状であります。

これら瀆地の補償問題の多くは沖縄において、終戦処理が何んら考慮されなかつたことに基因するものであり、日米両政府の責任において、解決を図るべき問題と忠告されるので、ご検討のうえ、援助の対象にとりあげていただくようご配慮いただきたい。

7 都市計画施設の整備について

(1) 土地基金

沖縄においても、近年の社会経済の高度化と都市地域への人口集中の激増により幾種の都市問題が惹起し、現下の社会情勢に現行の都市計画法では対処しにくくなつており、そのため、今期立法院議会で本土の新都市計画法と同趣旨、同内容の新都市計画法を勧告していますが、同法を施行するにあつて、土地基金制度が必要であり都市計画事業を強力に推進していくために同基金への融資を要請します。

(2) 県立公園

沖縄には施設を完備している公園は数か所しかなく県立公園としての公園はない。

したがって、全県民に利用出来る公園が必要であり、位置的に良好な浦添城跡に復帰記念県立公園として教養、慰楽、休養観賞等の加味した大公園を建設し、都市社会生活の雑踏から人々を解放し、健全な精神的、肉体的活動の育成に寄与せしめていきたい。そのための公園建設費援助を要請します。

8 琉球水道公社の琉球政府移管についての協力方について

琉球水道公社は布令第8号によつて昭和33年9月4日米国民政府の一機関として設立され、在琉米国陸軍及び水道公社の施設で成つている「全島統合上水道」から軍との運営協定によつて民間需要のみを那覇市を含む中南部地区19か市町村に供給しています。

水道公社からの市町村への給水量は昭和39年を境にして軍の給水量を上まわり毎年増大していく予想であります。

年々増大する水需要に対処し一貫した水道行政を推進するためには復帰前に布令を廃止して水道公社を琉球政府に移管し、琉球政府の水道用水供給事業として管理運営することが望ましいので復帰前に移管できるよう協力方要請します。

9 住宅対策について

沖縄の居住水準は低く、各県に比して、かなりの裕差があります。これまで公営住宅建設及び住宅融資に対する財政及び技術上の援助を頂いておりますが、なお一層の拡充強化を要望いたします。

(1) 公営住宅建設に対する財政援助を増額していただきたい。

公営住宅建築費の国庫補助に相当する資金については、日米両政府の援助に依存してきました。

しかし、昭和47年復帰が明らかになつたため援助の半額を占めた米国援助が全額削除されるに至っております。

現在の建設戸数は、米政府の援助を含めてさえ、他県の建設戸数に比して過小でありますので、これまでの米援助担当分はもとより、なお一層の援助増額を要請いたします。

また援助増大と関連して事業主体(市町村)負担額についてもご配慮をお願いします。

(2) 賃貸住宅建設資金に対する貸付条件を緩和していただきたい。

戦前郵便貯金問題の解決の一環として昭和44年度から昭和46年度までの3年間に毎年10億円計30億円が賃貸住宅建設資金として本土政府から貸付けられることになり、現

在昭和44年度事業を促進しております。

しかし、本土政府の貸付条件が厳しいため、一般県民の家賃負担能力に比して家賃が高額なものとなつております。

県民所得に見合う適当な家賃にするため、貸付条件の緩和を要望いたします。

(3) 琉球土地住宅公社にも資金援助をしていただきたい。

琉球政府の財政逼迫のため、公社の事業資金確保が困難となつておりますので、資金援助を要請します。

◎厚生局関係

1 生活保護について

生活保護基準および各種加算等の引上げについて

沖縄の生活保護基準および各種加算等は本土のそれと形式的には類似しているが、実質的保障水準において極めて低位に設定されています。

- (1) 1971年度、日政援助の内示から生活扶助基準についてみますと、本土3級地(名瀬市)の77.76ドル(4人世帯)に対し、沖縄(全地域)は、61.12ドル(4人世帯)で、その格差は、78.6%になっています。
- 同じく本土4級地(奄美大島郡部)69.22ドル(4人世帯)に対し、沖縄(全地域)61.12ドル(4人世帯)で、88.3%の格差を示しており、他の扶助および各種加算についてもそれぞれ本土4級地の80%~90%の格差で査定されています。

- (2) 生活保護は生存権保障の根本をなすものであります。これは国の責任において日本国民として本土にある国民と同様に生存権の保障を享有すべきであります。従つて、保護基準の改善についてもその考えにそつて本土相当地域なみ水準に引上げていただきたい。

2 中部病院における医学研修制度の継続について

琉球政府立中部病院における医学研修は、米国の対琉援助計画にもとづく米国民政府の資金援助により、米国民政府、ハワイ大学、日本政府および琉球政府の密接な連繋の下に、1967年より開始され、年々充実した研修が実施され、沖縄の医療水準の向上、ひいては医師確保に大きな効果をあげております。沖縄の医療は、本土他県に比べてその格差が著しく、この面の是正という観点からもこの医学研修を継続する必要があります。このことについてさきに琉球列島高等弁務官および琉球列島米国民政府首席民政官あてこれが継続援助について要請しましたが、資金の援助ができない旨の回答があり、1971年4月以降については、資金援助の期待ができない状況になりました。しかし前述のとおり、この医学研修の継続は、沖縄の医療水準の向上などに不可欠なものでありますので、資金の援助および指導医の派遣等について要請いたします。

3 社会福祉施設等の整備について

沖縄の社会福祉事業は、法体系においては本土なみに整備されつつありますが、その内容において本土他県とのそれに比べかなりの格差があります。とくに社会福祉施設(設置)状況は、

本土他県に比してその格差が著しいので、別表の施設の建設についてご高配をたまわりたい。また児童福祉の整備（設置）状況も同様、本土他県に比して格段の差があり、なかでも保育所が著しく、やつと類似県の28.1%に到達した現状にあります。

(1) 保育所の増設

保育所の建設については1964年度以降毎年本土政府のご援助を得て全県各地に設置し、1970年度現在48カ所（私立20カ所を含めて68カ所）に達しておりますが、鋭意努力しているにも拘らず、目標数65カ所には、はるかに及びません。

よつて、今後も継続して援助（国庫負担）して下さるよう要望します。

(2) 精神薄弱者更生施設の建設

沖繩においては、昨年9月精神薄弱者福祉法が制定されましたが、実際に措置をとるべき施設がないため、法の運用上支障をきたしております。本土政府の次年度援助を得て更生施設を建設したいので、援助方要望いたします。

(3) 保母養成所の建設について

1970年2月現在、保育所に勤務する保母は208人

であります。その約3分の1が無資格保母であります。その質的向上を期すとともに、毎年増加する保育所の保母を確保することを主目的として本土政府援助により建設したいので、援助方要望いたします。

(4) 児童厚生施設（児童館・児童遊園）の建設について

児童館等の児童厚生施設は、1カ所も設置されてなく、健全育成策を推進するうえで種々障害となつております。児童福祉法の積極的な面を充分に活かすため全県各地区に児童館を本土政府援助で設置したいと考えております。

（別表）

	施設の種類	本土類似県 平均設置数	沖繩 設置数	1972年度 建設予定数	備考
児童福祉施設	保育所	207	68	20	本土類似県 島根県 徳島県 高知県 佐賀県 宮崎県
	乳児院	1	0	1	
	児童厚生施設（児童館）	13	0	2	
	保母養成所	1	0	1	
	母子寮	8	0	3	
社会福祉施設	精神薄弱者更生施設	1	0	1	
	救護施設	1	0	1	
	点字図書館	1	0	1	
	婦人保護施設	1	0	1	
	県民福祉会館		0	1	
	老人保養所		0	1	

4 政府立病院の整備について

沖縄における医療の現状は、本土類似県に比較してかなり低い水準にあります。このような低い水準を本土類似県なみに改善する計画で、政府立中部病院および政府立名護病院を継続事業として整備中ではありますが、琉球政府の財政事情から1972年度の復帰までに完成させることは困難であります。また、政府立宮古病院ならびに政府立八重山病院についても、地域の基幹的な病院として一般病床の増設、外来診療棟の新設等の整備を計画しておりますが、琉球政府の財政事情から困難な現状にありますので、本土政府のご援助を併せてお願いします。

5 政府立診療所の整備について

- (1) 政府立診療所は、へき地医療対策の一環として33カ所を設置してありますが、1971年までに恒久的建物に整備したところは18カ所で残りの15カ所は木造瓦葺の老朽建物となつておりますので、その整備についてもご援助をお願いします。
- (2) 無医地区医師については、1961年から本土政府の援助により派遣され、沖縄のへき地医療に多大な貢献をされましたが、今後も引き続きご援助をお願いします。

6 新那覇病院建設について

(1) 医官宿舎建築について

本院の建築計画については、予定通り計画を進め1970(昭和45)FYで一応完了するが、引き続き医官宿舎建築について援助方お願いします。

(2) 内部設備について

新那覇病院の内部設備整備については、総理府から大蔵省へ要請した額の約45%が昭和45年度においてその援助決定がなされているが、残り約55%については昭和46年度において是非援助要請をお願いします。

上記とは別枠でコンピューター(購入するとすれば約4億円)設備についてもご配慮をお願いします。

(3) 教官等の派遣要請について

新那覇病院の機能を十分に活用するためにも、又沖縄の医療の向上を図る上からも本土からの医官等の派遣を要請します。

なお、具体的にその年次別、科別員数等については検討中であります。

7 沖縄平和祈念公園建設について

本土政府は、太平洋戦最後の激戦地として20万余の尊い生命が犠牲となつた沖縄に、平和を祈念する場所として平和祈念公園を建設する構想のもとに、昭和41年度から同43年度まで調査を進められこの調査の結果、琉球政府立戦跡公園に指定されている沖縄本島南部のマブニ丘を中心とする地域一帯が公園用地として適当であると決定し、琉球政府においても、当該地域の民有地、第1年次分として、18,564坪を購入してその受入態勢を整えております。

この祈念公園の建設は、昭和45年度を初年度として、3カ年計画で実施し、沖縄返還の記念事業として完成させねばならないため別表計画により施行したいので、よろしくお取り計らい下さい。

別表(全体計画)

区 分	総 計 画	1970 年までの 達成率	1971年度		1972年度		1973年度		備 考
			数 量	概算金額	数 量	概算金額	数 量	概算金額	
平和公園建設費	(3,257,328) 2,428,760	0		(196,600) 96,600		(1,594,060) 1,174,060		(1,466,668) 1,158,100	() 土地代含む 単位はドル
園地造成	28,000	0			70,000 ^m	19,600	30,000 ^m	8,400	日政援助
道 路	151,800	0	7,000 ^m	96,600	4,000 ^m	55,200			"
平和祈念広場	66,000	0					6,000 ^m	66,000	"
駐 車 場	208,000	0			17,750 ^m	142,000	8,250 ^m	66,000	"
石 積	19,800	0			400 ^m	13,200	200 ^m	6,600	"
戦跡洞穴整備	3,400	0					400 ^m	3,400	"
モニュメント製作	9,700	0					1基	9,700	"
レストハウス	43,560	0			264 ^m	43,560			"
売 店	6,000	0			20 ^m	2,000	40 ^m	4,000	"
便 所	35,000	0			40 ^m	14,000	60 ^m	21,000	"
休 憩 所	18,000	0			50 ^m	6,000	100 ^m	12,000	"
平和記念館	148,500	0			990 ^m	148,500			"
造 園 工	480,000	0			50,000 ^m	160,000	100,000 ^m	320,000	"
平和慰霊像製作工	1,083,300	0				540,000		543,300	"
平和祈念堂	72,200	0						72,200	"
雑 工 事	55,500	0		危険防止柵 及給水施設	1,000 ^m 1,000 ^m	30,000	照明その他 1	25,500	"
土 地 購 入	828,568	0	28,572 ^坪	100,000	70,000 ^坪	420,000	51428 ^坪	308,568	日政負担 576,426 75% 疏政負担 252,142 25%

8 放射能に関する技術援助について

昭和44年度、本土政府技術援助計画により放射能関係の専門官の派遣による技術指導について合意をみておりますが、いまだに実現していませんので、早急に派遣方ご配慮願います。



◎労働局関係

1 軍雇用者問題について

(1) 間接雇用制への移行

現在、沖縄における軍関係労働者は、布令116号および軍人事規則等に基づき、米軍の直接雇用制度の下にあるため、労働基本権についても著しい制約を受けているのが実情であります。

これら軍関係労働者の労働条件等については、全軍労と四軍合同労働委員会との直接交渉によつて問題解決を図っておりますが、間接雇用制度を採用すれば、政府機関が労使双方のクッション的役割を果たすことができ、このことは直接雇用関係からくる労使関係の紛争を防止する役割をも果たすことができると思料します。さらに本土に類似した間接雇用制度の採用による軍関係労働者に対する民法の適用は、沖縄の軍関係労働者の地位の向上および福祉の増進に多大な利益をもたらすものであります。

(2) 解雇予告期間を3か月に延長することについて

現在、軍関係労働者を解雇する場合には30日又は45日前に予告しています。基地縮小に直接つながらないと思われる状態で、しかも政府の復帰体制作りと経済開発計画策定の

段階で軍離職者の受入れ体制が十分整えられないまま、短期間の予告期間内での大量解雇は、政府の地域開発の基本構想にも合致せず又解雇される者にとつても次の就職の機会と場を見つけるだけの十分な期間でないので解雇予告期間を最低3か月に延長できるようご配慮を要請します。

2 軍関係離職者対策について

(1) 本土並み援護措置について

「軍関係離職者等臨時措置法」に基づく離職者対策業務は1月10日から実施されておりますが、沖縄には雇用促進事業団がなく離職者対策、雇用推進に必要な援護業務は公共職業安定所の機関だけで取扱つているため、なお不十分な現状にあります。これを有効適切且つ円滑にとり行なわせるとともに、復帰の際の本土制度へのスムーズな移行をはかるため財政および技術援助の充実強化を要請します。

(2) 法令運用段階での適用範囲の拡大について

軍関係離職者に該当するかどうかの判断については「軍関係離職者等臨時措置法」の規定に基づいて行なつておりますが、米軍の組織機構の複雑性と特殊事情からカテゴリー(種別)の区分が明確さを欠くうえ第2種の場合第1種に比し、特に業態が多様であり法の適用範囲からもれた被用者の取扱

いに苦慮している状況であります。

そこで、ミルクプラント・VFWクラブ・アメリカンリー
ジョンクラブ・Amxおよびその他これに準ずる被用者で、
①業務の内容 ②雇用の実態 ③労務管理 ④管理運営等の
特殊性の面から明らかに第2種に属するか或いは準ずる被用
者と思われるものについては法の運用の段階で適用範囲に含
めて救済したいと思っております。以上の特殊事情を勘案さ
れまして軍関係離職者等臨時措置法の改正、又は新規立法等
によらないで運営の段階で操作処理できるよう特別のご配慮
をお願いします。

(3) メイド等の救済措置について

軍関係労働者約54,000人のうち「軍関係離職者等臨時措
置法」の対象となるのは約54%の29,000人程度と予想さ
れます。残りの適用除外者約25,000人のうち約10,000人
はメイド等の基地労働婦人で布令116号および失業保険法、
医療保険法の適用もなく解雇と同時に困る低所得者でありま
す。

沖縄の特殊事情からこれらの基地労働者にも特別の措置を
講ずる必要があり、琉球政府としましては、特別措置立法に
より救済する方向で検討しておりますので、本土政府の特別

のご配慮を要請します。

3 職業安定行政機能の強化について

(1) 現状および問題点

軍雇用員の大量解雇（第1次解雇者426人、第2次解雇
者758人、第3次解雇予告者555人）および新規学卒者
を中心とする本土就職者の増加（1968年の4,747人から
1969年は8,256人に増加、増加率74%）により、公
共職業安定所の業務量は激増した。今後も、本土復帰を目前
にして、産業界の再編成、基地周辺のサービス業者およびそ
の従業員の職業転換等が予想され、これに対処する職業安定
機能の果たすべき役割が急激に増大することは必至であります。

このような情勢の急変に対処し、激増する行政需要を充足
するには、現在の職業安定機能は、その機構、定員その他の
要素的機能に欠けているので、機構の改革と定員の増加、施
設および設備の改善ならびに職員資質の向上を図ることによ
り、機能の拡充、強化と業務体制—特に広域職業紹介体制の
整備確立を急ぐ必要があります。

(2) 要望事項

ア 機構の改革と定員の増加

現在3課制の那覇公共職業安定所および2課制のコザ公

共職業安定所を本土の類似県の都市地区における安定所並みに5課制へ改めるとともに、その定員も本土の中規模程度の定員(約50人)を増やし、また、本土には課制のない安定所は皆無であるので、名護、宮古および八重山の各公共職業安定所も2課制(庶務課、業務課)に改め、定員も倍増できるよう運営費を援助していただきたい。

イ 施設及び設備の改善

現在の庁舎はあまりにも狭あいであるのみならず、設備の点でも貧弱に過ぎるので、各安定所とも労働省の昭和44年度庁舎建築規模基準に合致するよう庁舎の増改築を行ない、安定所のイメージ・アップを図っていただきたい。

ウ 職員資質の向上

職員の本土との交流、本土安定所における実務研修、本土政府派遣の講師による指導等を強化することにより、職員資質の向上を図ることができるようご配慮いただきたい。

4 職業訓練の整備拡充について

沖縄では労働需給関係のアンバランスがみられるが、それは技能労働者が少ないことが原因となっており技能労働者の需要

に対し、技術導入によつて充足している現状であります。従つて今後の沖縄経済開発にとつてもつとも重要な課題であるが、職業訓練関係の機構も整備されておらず、施設も貧弱であるため次のことについて援助していただきたい。

- (1) 公共職業訓練所の施設及び設備の整備
- (2) コザ公共職業訓練所の移転新築

◎文教局関係

1 学校施設設備較差是正計画に対する財政援助について

教育諸条件の中でも本土との較差の最も大きいのは学校及び社会教育の施設設備であり、緊急性をもつものであります。

1972年度の本土復帰に備え本土水準を目標とした較差是正五か年計画(昭和44年～48年)を策定していますが、下記内容の整備をするのに総額約305億円(8,477万ドル)の経費を必要としています。このうち約49億円(1,374万ドル)を第二年次分として昭和45年度本土政府に要請しましたが、援助決定額は昨年度より増額したとはいえ、計画額を下まわり較差是正計画が充分に実現できない実情にあります。

次年度以降の本土政府援助に際しては較差是正計画に沿った財政援助を実現していただくよう強く要請します。

(1) 義務教育諸学校施設設備の整備

整備目標を施設においては公立小中学校及び特殊学校の校舎を基準の95%屋内運動場を70%水泳プールを小学校11%中学校19%設備においては本土の教材及び理科備品整備計画にあわせ、教材50%理科備品70%に整備します。

(2) 政府立高等学校施設設備の整備

後期中等教育の整備計画とあわせて進学率の本土並み引き上げを図るとともに必要な施設設備を整備する施設においては一般校舎を基準の75%、産振校舎48%、屋内運動場87%、水泳プール保有学校数12%、設備においては教材、理科等の備品を70%に産振備品を50%に整備します。

現在、本土の学校制度にみられない産業技術学校(5校)を工業高校に移行したのでありますが、そのための施設設備費と、養護学校(1校)の用地購入費と施設設備費が必要であります。

(3) 社会教育施設設備の整備

本土に比べて著しく劣っている社会教育施設設備では特に中央公民館の建設を本土水準の設置率まで引き上げるとともに視聴覚ライブラリーの増設と設備整備をはかります。

(4) 特殊学校及び特殊学級(風疹児対策を含む)の施設設備の整備に必要な財政援助と教育内容充実のための技術援助をお願いします。

2. 国費学生制度の継続実施について

復帰の時点では国費学生制度のあり方について当然検討されるべきものであります。教育条件の本土並み整備と教職員

の資質向上が充分なされることにより沖縄の児童・生徒の学力が自力で本土国立大学に合格できる水準に向上するまではこの制度の及続が望まれます。沖縄の学校教育においても学力向上策を最優先し、できるだけ早い時期に本土水準に引きあげるよう努力します。したがって国費学生制度については復帰後少なくとも5年間は採用人員の漸減等の方策はあつても是非継続実施できるよう強く要請します。

3 琉大の国立大学移管と医学部の設置について

(1) 琉球大学の国立移管について

琉球政府行政主席は1969年3月31日付琉文高第651号によつて総務長官、文部大臣に琉球大学の国立移管について要請いたしました。この要請の主旨は下記の事項であります。

- ア 復帰の際は琉球大学を国立に移管していただくこと。
- イ 琉球大学の整備、充実を国費によつて短期間に実現できるよう具体的施策を講じていただくこと。
- ウ この施策を推進する機関を設置していただくこと。

琉球大学が唯一の琉球政府立大学として地域の学術研究の中心的役割と沖縄における指導的人材を養成する機能を果たしてきたこと。また、日本の最南端に位する大

学としての南方との学術交流のセンター的役割を果し得る位置にあることをご理解いただき上記の事項について強力に推進して下さるよう要請します。

(2) 医学部の設置及びそれと関連する諸問題について

沖縄における医療水準の向上や医療の基礎的條件の整備さらには医師、医療技術者の確保のため琉大に医学部設置の必要性が認められ、その前段階として本土政府をはじめ関係機関の深いご理解と援助によつて保健学部の建設が着手され、工事も順調に進んでおりますことは誠に感謝にたえません。

については沖縄における医療保健施策の改善のため、尚一層のご配慮をお願い申し上げますと共に次の事項について特別のご尽力を賜りますよう要請いたします。

- ア 医学科設置の促進
- イ 保健学部の設備、備品の整備
- ウ 新那覇病院の設備備品の整備
- エ 本土政府から派遣される職員(教員、医師、看護婦等)の身分が継続する措置
- オ 本土政府から派遣される職員の宿舍の建設

4 国立工業高等専門学校を設置について

復帰後の基地依存経済からの脱皮と産業開発に備えて沖縄における産業のいない手としての人材養成は急を要することであり、このような社会の要請に対応するものとして教育行政部門においても産業教育の振興と進展する高度な産業技術人の養成は当然なされるべきものである。現在、工業高校の整備拡充に努力しているが、工業高等専門学校を設置は沖縄の財政能力では不可能であります。

したがって沖縄に国立工業専門学校の設置を強く要請します。

5 学校用地の確保に必要な財政援助について

現在、人口の都市集中化の現象に伴って那覇、コザ、浦添などの市街地の児童生徒が急増している。

これらの都市地区においては既設校の拡充に努めているが、敷地等の制約もあり、学校の分離、新設を余儀なくされている。しかしながら地価の急騰のため新設校用地購入費は多額にのぼり、財政規模の小さい区教育委員会としては校地確保が困難になつています。これらの校地購入に必要な経費について特別の配慮にもとづく財政援助を強く要請します。

◎警察関係

1 警察庁舎の整備強化について

庁舎が老朽化しているため改築を要する警察署が4署、庁舎が狭く増築を要する警察署が3署あります。また、警察の警備力を常時確保するための警察官待機宿舎等を設置する必要があります。

2 警察車両等の整備強化について

警察の機動力および警察活動に必要な資機材は、数が少なくしかも老朽化していてこれまで本土政府の援助を受けて改善に努めていますが、まだ本土警察に比べて相当の格差がありますので捜査、鑑識、警備、交通等の警察活動用の警察車両および資機材を整備強化する必要があります。

3 通信施設の改善について

警察通信施設、機材は、極めて不備の状況であり、手配連絡に必要な模写電送等の装置は全くなく、また、有線電話は磁石式でブランチ回線を使用している所も多い。このため、十分な警察活動ができない状況でありますので早急にこれを整備改善する必要があります。

4 実務研修等の強化について

沖縄では、本土警察職員に比べて研修の機会が少ない。毎年本土へ派遣している研修生の数を増やし、他方本土からの講師招へいも増強する必要があります。また、警察運営の能率と効果をあげるため、本土警察における諸会議および研究会等へ参加する必要があります。

◎宮古地方庁関係

1 離島、へき地性から生ずる諸々の不利な条件の改善について

(1) 港湾施設の整備について

下記港湾を整備していただきたい。

平良港(平良市)、佐良浜港(伊良部村)、普天間港(多良間村)、来間島(下地町)、来間島は突堤すらありません。

(2) 離島振興法の財政的裏付の強化について

離島、へき地と都市との経済的、教育的、文化的格差は高まる一方であります。そのために、離農、離漁という人口の過疎化現象も起りつつあります。国家の財政援助による離島の振興策を強力に押し進めていただきたい。

(3) 公共事業による経済開発の促進を図っていただきたい。

宮古群島は、ここ10年の間に大型台風3回も見舞われ、大きな被害を蒙りました。また相次ぐカンバツでキビ作農業は収穫減収という窮状に追いやられました。

(台風被害)

台風名	第1宮古島台風 (59年)	第2宮古島台風 (66年)	第3宮古島台風 (68年)
最大風速	53.0m	60.8m	54.3m
瞬間最大風速	64.8	85.3	79.8
被害額	634万ドル	1,053万ドル	776万ドル

(干ばつによるキビ収穫の減収)

1963年/64年期 60%減収

1965年/66年期 21% "

1967年/68年期 15% "

これだけの被害を受けたため、本群島の経済は大きく後退し、いまだに苦しい状態にあります。

国民所得が全県下(沖縄北部、中部、南部、宮古、八重山の五区分に分けた場合)で最下位にあるのもそれを物語っています。

そこで公共事業によつて、雇用の拡大を図るとともに、経済開発を促進する策を講じていただきたい。

畑地カンガイ、道路、漁港、護岸、干拓、土地改良、天然ガス、養殖漁場等の整備など。

2 農業基盤の整備助成について

本群島の一大基幹産業は、サトウキビ作農業であります。

(農業就業者は全就業者の64%、農家戸数は全戸数の70%、キビ作面積は全耕地面積の80%)

したがつて、キビ作の豊凶が本群島の経済を左右するといつてもいい。そこで、キビ作を中心とする農業の近代化、合理化、機械化を図るには、農業基盤の整備が急務であるので、本土政

府の財政援助、技術指導をおねがいします。

- (1) 農道、耕地区画、かんがい、排水、耕地集団化等の基盤整備
- (2) 農業構造改善事業および土地改良事業の本土との一体化
- (3) サトウキビの原々種農場の設置
- (4) 宮古島を果菜類（メロン、スイカ、キュウリ、カボチャ）の特産地に指定
- (5) 農産物市場の建設、農産物流通機構の整備資金の援助
- (6) 農業近代化資金（大型農機具、畜舎等）の日本政府援助

3 畜産業の振興施策について

1969年12月現在、沖縄全体で牛の飼育頭数は約2万7千頭、うち宮古群島での飼育頭数は約1万頭である。これは、これまでのキビ作一辺倒の農業を是正するために、またキビ作農業の生産性を高めるためにも、キビ作と肉牛を結びつけた合理的、多角的農業経営に持つて行こうということで、畜産に力を入れた結果であります。

しかしながら、畜産振興にはいろいろとあい路がありますので、次の諸施策を講じていただきたい。

- (1) 畜産農家の生産基盤（畜舎、種畜導入、草地造成等）確立に必要な資金の長期低利融資

- (2) 本土における肉牛価格安定法、草地改良事業実施要綱を沖縄にも適用

- (3) 畜産物の本土向け直送実現のための施設整備（冷凍船、冷凍冷蔵庫等）

- (4) 畜牛繁殖センター、人工受精センター設置に対する援助

4 水産業の振興施策について

宮古群島は、四面海に囲まれ、水産業を振興するための立地条件としては比較的恵まれています。戦前、本群島の水産業は、沖縄本島の南部にある糸満町と1・2位を競うほど盛んであり、台湾、フィリピン、ボルネオ、南洋群島等に出漁していました。

ところが、戦後は零細漁船（30トン以下）による近海漁業にとどまっているため停滞状態にあります。そこで、この現状を打開するためには、漁船の大型化による遠洋漁業への進出と、島の周辺に見られるサンゴ礁を利用したの栽培漁業の開発によつて、水産業の振興を図ろうと計画していますので、政府の財政的援助を講じていただきたい。

- (1) 大型漁船（100～200トン）の建造資金の長期低利融資

- (2) 共同加工場（カツオ節）の建設および機械化に伴う資金の

長期低利融資

- (3) 沿岸漁業開発のための人工漁礁の増設
- (4) 環礁内に堤防をつくる(栽培漁業に利用)
- (5) 漁港の整備
- (6) 栽培漁業指導機関の設置

5 第二次産業の開発援助について

(1) 企業の誘致

条件

ア 人手豊富(労働人口-15才~64才約3万5千人、若年労働者一年間中卒2,000人、高卒1,100人、大学卒400~500人)

イ 工場用地

島全体が平坦、宮古島の面積約1万5千ヘクタール、うち耕地9,000ヘクタール、残りは原野、他に干拓可能な入江約1千ヘクタール

ウ 工業用水(地下水豊富30,000 m^3 /日)

エ 空気が良い(精密工業-時計、カメラ、計器等に適する。)

オ 交通-航空便(那覇間1日4往復55分)、船便(那覇間週3~4便12時間)、港(1千トン級接岸可能)

カ 気候、温暖

キ 住宅難なし

ク 通勤快適

(2) 天然ガスの開発

都市ガス化、ガス発電によるアルミの精錬ガスを熱源としたガラス工業、窯業、石灰工業、海水利用工業

(3) 大理石(トラバーチン)の開発

(4) コーラルサーフ、ロック(道路舗装用)の開発

6 観光産業開発に対する援助について

南国特有の空と海、小島特有の澄んだ空気とオゾン、サンゴ礁に囲まれた清冷な海浜、それに素朴さの中に古き時代の人間性を秘めた豊かな民族芸能

これらは避暑地として、海水浴場として、休養地として、あるいは行楽地として有望であります。

そこで、宮古群島の観光産業開発について、資金や技術の面からの政府の援助をおねがいたします。

(1) 宮古島一周道路の開発

(2) 海底公園の建設

(3) ユースホステルの建設

(4) 遊覧船の建設

(5) 海水浴場の整備

◎八重山地方庁関係

- 1 宮良川、名蔵川の水利開発による土地改良事業について
両河川の水利を開発することによつて、農業経営の近代化ができるのでぜひ水利開発のための財政および技術援助をお願いします。
- 2 石垣島、西表島の一周道路の整備舗装について
復帰記念事業として早急に実現していただき、八重山の産業開発、観光事業の開発にご配慮をお願いします。
- 3 石垣港の整備拡充について
石垣港は1969年4月に国際港に指定されましたが、現在港内の水深、バース等が不整備のため操船に支障をきたしておりますので、ぜひ本土政府の財政援助により日本最南端の玄関としての役割を果たせてもらいますようお願いいたします。
- 4 石垣島縦断道路の開さくについて
裏石垣の富野と表石垣の底原間、約4,000mを開さくすることによつて、交通時間がいちぢるしく短縮され、産業の合理化がはかられますので財政および技術の援助をはかつてもらいますようお願いいたします。
- 5 仲間港、船浦港の築港について
西表島の開発は衆目の一致する急務であり、道路の整備を進

めながらも港湾の整備がなされないために開発が遅れておりますので、ぜひ日政援助によつて両港を整えていただきたい。

- 6 西表西部の空港設置について
現在石垣島、与那国島には空港があつて南西航空社が使用していますが、西表島にはそれがなためあらゆる面で立ち遅れをきたしておりますので、ぜひ空港を開設して西表開発を促進していただきたい。
- 7 西表島入植者に対する土地払下げについて
開拓移住団が琉政の該計画によつて移住しておりますが、ほとんどが国有地を借地して農業経営をしております。それで、資金借入等に大きな支障をきたし地域開発を阻害しておりますので、ぜひ国有地を払い下げていただくようお願いします。
- 8 国立海中公園の指定について
八重山周辺の海中は世界でもまれなさんご礁にかこまれ、それに集まる熱帯魚族は観光資源として優秀であり保護措置がとられなければなりません。それでぜひ国立公園に指定していただき観光産業を開発していただきたい。
- 9 国立種畜牧場の設置について
石垣島の屋良部半島に国立種畜牧場を設置して優良種畜の生産、牧野経営技術の開発研究、肉用牛生産技術の研究、牧草の

研究開発をしていただくようお願いします。

10 天然ガス試掘について

八重山の地理的条件から天然ガスの埋蔵が考えられますので、調整、試掘をしていただくよう技術、財政援助をお願いします。

11 マイクロ回線延長方について

現在のテレビはビデオテープによる放映になつており、日進月歩の現代ではとうてい満足できるものではありません。住民は一日も早く沖縄本島と同時視聴を強く要望しておりますのでなにとぞこの離島苦を解消していただくようお願いします。

(財政援助に関する要請)

山中総務長官に対する要請書

(琉球政府財政の硬直化を打開し、更に
「豊かな沖縄県造り」を推進するため
の本土政府の資金援助について)

昭和45年5月20日

琉 球 政 府

琉球政府財政の硬直化を打開し更に
「豊かな沖縄県造り」を推進するた
めの本土政府の資金援助について

昭和44年11月21日の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明後、佐藤総理大臣は「沖縄百万県民に贈る」のメッセージで

「1972年本土復帰に向け琉球政府と相協力し、全力をあげて復帰準備に万全を期することは当然のことであるが、25年間米国施政権下におかれてきた沖縄は、本土の県市町村と比較して制度面で大きな相違がある外、内容において行政及び住民福祉の水準に大きな格差がある。これを二、三年のうちに、りっぱな沖縄県の県造りをし、行政及び住民福祉の水準を本土並みにして迎え入れることは容易な事業ではないが、明年度以降沖縄援助費を大巾に拡充強化し、本土沖縄一体化の施策を強力に推進し、この難事業の達成を期する決意である。」と述べられており、

又山中総務長官は御就任以来

「沖縄県復興特別会計制度の創設」

「沖縄本島内の特定地域をフリーゾーンに設定」

など「豊かな沖縄県造り」に関する構想を明らかにされる外
財政面において

「昭和45年度における沖縄経済援助費を350億円台へと大巾な増額、並びにその内容の質的な転換」

「軍関係離職者に対する本土並み特別給付金の支給」

「本土産米穀の売上資金の沖縄における活用」

等の実現に努力していただきましたことについて県民を代表して感謝の意を表する次第であります。

琉球政府としましても

復帰が自らの問題であるとの強い認識に立ち、政治、経済、社会、文化、教

育、などのあらゆる面で、自主主体的に復帰に備える準備に真剣に取り組む沖縄の将来に悔いを残さないよう万全の対策をたてることとしています。

ところで琉球政府の財政は、ここ数年来本土政府援助の増加等により年々大巾な拡大を続け社会資本の整備、社会保障の拡充等各般の施策を積極的に推進し、経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきました。

しかしながら沖縄における教育、社会福祉、産業基盤施設、その他公共施設の水準は、本土に比較してなお低い状況であるので本土との格差是正、復帰準備のための措置等財政需要はきわめて旺盛であります。琉球政府の財政事情は、自己財源の大巾な増加が期待出来ないうえに、これまで一般財源として受け入れてきた米国政府援助金中の教職員給与費の援助の削減、既定義務経費の増加等により財政はきわめて硬直化している状況となっております。

琉球政府としましては、財政硬直化打開のため、歳入増加経費の節減合理化等懸命な努力を致しておりますが、琉球政府のみの力では到底この難局を打開することは困難でありますので、下記について本土政府の格別な御配慮を御願ひ致す次第であります。

記

1. 琉球政府財政の硬直化打開並びに復帰準備のための本土政府援助金の特別措置について

1) 昭和45年度中(1971年度琉球会計年度)において本土との格差是正のための次の経費について特別に追加援助していただきたい。

(1) 国政相当経費への全額援助

(2) 諸法令に基づく国庫支出金の援助

イ、生活扶助基準の本土並み引上げ

ロ、沖縄内における結核患者治療費の増額

ハ、失業対策事業に対する援助

(3) 都市計画事業、離島へき地対策事業への援助増額

(4) 教育関係備品、校舎（政府立高校）建築への援助増額

- 2) 援助方式は、地方交付税に準じて可能な限り包括方式による様考慮していただきたい。
 - 3) 援助拡大に伴い琉球政府負担も増加するので、補助率は本土における最高率を適用していただきたい。
 - 4) 教職員給与、生活保護費等の経費については、本土府県同様に「精算方式」とするよう考慮していただきたい。
 - 5) 琉球政府の借入金を本土政府財政投融资資金から借替えられるようにしていただきたい。
 - 6) 格差是正並びに経済開発に要する特別資金を一般援助と別に援助していただくと共に「米軍基地等による公害対策等特殊事情に処するための資金」として特別に援助していただきたい。
2. 沖縄に対する財政援助を特別管理することについて
沖縄の本土復帰体制整備及び「豊かな沖縄県造り」の特別な事業を推進するためには一般会計と区分して特別会計を設置していただきたい。
 3. 沖縄の産業開発振興の為に供与される本土産米穀は沖縄の必要とする全量を供与していただきたい。
 4. 財政投融资資金を拡大していただく外、郵政事業、沖縄放送協会等に対しては本土政府関係機関から直接財政援助の措置を講じていただきたい。

山中総務長官に対する要請書

要請事項目次

① 総務局関係

1. 市町村財政強化について
2. 市町村における遺地補償について
3. 沖縄における同業控除について

② 琉球政府定員の措置について

4. 国有地の管理移管による旧県有地の移譲について

③ 企画局関係

1. 米軍支出金及び米國管理資産の返還について
2. 長期経済開発計画の閣議了承について
3. 水資源総合開発の促進について
4. 国の沖縄に計す財政支出を管理する特別会計制度の創設について

④ 主税局関係

1. 国税庁を置くことについて
2. 税制面について
3. 一定期間、沖縄に独立税関を設置することについて
4. 税引貨物取扱人の通関士としての資格の

取得及び転業に伴う融資等の特典の
特別配慮を講ずることについて

① 法務局関係

1. 復元補償に関する問題等について
2. 講和条約における米合衆国軍人等の行刑及び人身事故(死亡の傷害)補償について
3. 土地調査について
4. 基本図について

② 農林局関係

1. 合蜜糖の保護育成について
2. 農業基盤整備事業の整備拡充について
3. 農業土木技術員の長期志向について
4. 開拓移住地内にあり国有地の早期払い下げについて
5. 農業改良普及事業に対する財政援助及び技術援助について
6. 試験研究機関に対する財政援助及び技術援助の強化について
7. 官有林の琉球政府への移管について
8. 水産業の振興策について
9. 木土産米穀の売渡について

10. 西表島有林道総断林道開設費の全額国庫負担について

11. 国立海洋開発研究所の設置について

12. ~~供上米倉庫~~ 水産関係の倉庫について

13. 農林消費中央金庫の異信用農(漁)業協同組合連合会への移行について

14. 経営伝習農場の設置について

建設局関係

1. 企業誘致について

2. 中小企業施策の充実について

3. 南西諸島振興の指定制度の撤廃について

4. 米回付け綿製品輸出における日本特許利用について

5. 国際海洋開発博覧会、沖縄での開催について

6. 西表島及びその周辺海域を国立公園に指定することについて

7. 那覇空港、国際空軍港の指定及び同空港の民営地域拡張について

8. 沖縄本島、宮古島間のテレビ伝送回線設置について

9. 沖縄、郵政事業への援助について

建設局関係

1. 建設局主管にかかると公共施設の本土との格差是正について

2. 復帰記念事業の継続実施について

3. 福地ダム完成に伴う導水施設の建設費の補助について

4. 復帰記念事業として、沖縄本島中南部従軍道路の建設について

5. 市町村道、整備に付する財政援助について

6. 政府道誤地に対する補償費の補助について

7. 都市計画施設、整備について

8. 琉球水道公社の琉球政府移管について、協力について

9. 住宅対策について

文教局関係

厚生局関係

1. 生涯保護について

2. 中部病院における医学研修制度の継続

について

3. 社会福祉施設等の整備について
4. 政府立病院の整備について
5. 政府立診療所の整備について
6. 新那覇病院建設について
7. 沖縄平和記念公園建設について
8. 放射能に関する技術援助について

◎労働局関係

1. 雇用者問題について
2. 雇用関係改善対策について
3. ~~水産業~~ 救済措置について
3. 職業安定行政機能の強化について
4. 職業訓練の整備拡充について

◎文教局関係

1. 学校施設設備軽差是正計画に対する財政援助について
2. 国費学生制度の継続実施について
3. 琉大、国立大学留管と医学部の設置について
4. 国立工業高等専門学校設置について
5. 学校用地の確保に必要な財政援助について

◎警察関係

1. 警察庁舎の整備強化について
2. 警察車両等の整備強化について
3. 通信施設の改善について
4. ^(船入小) 警察研修等の実施について

◎宮古地方庁関係

1. 離島僻地性による諸々の不利な条件の改善について
2. 農業労働の整備助成について
3. 高産業の振興施策について
4. 水産業の振興施策について
5. 水産二次産業の開発援助について
6. 観光産業開発に対する援助について

◎八重山地方庁関係

1. 宮古、石垣、名護の水利関係におよぶ地改良事業について
2. 石垣島、西表島の一周道路の整備舗装について
3. 石垣港の整備拡充について
4. 石垣縦断道路の開通について
5. 仲間港、船浦港の築港について

6. 西表西部、空港設置について
7. 西表島入植者に付与土地松下げについて
8. 国立海中公園の指定について
9. 同之種畜牧場、設置について
10. 天然ガス試掘権について
11. マイクロ回線延長について

沖繩經濟復興に關する
現 望 書

一九七〇年五月

6. 第一次、第二次産業振興上とられている現行物品税、諸消費税、輸入規制等に代る育成増進
7. 現行自由貿易地域の維持とその規模の拡大
8. 本土、沖縄の同種企業間の共存共栄を目的とする許認可と公正円滑な業務提携を奨励、指導する機関の設置
9. 国防負担による高速運輸、交通体系の整備
10. 南北文化センターの設置
11. 国際海洋博覧会の沖縄開催
12. 観光客誘致のための現行低関税制度の維持存続
13. 農業、畜産業の振興
14. 本土産米供与量の増大と其の売上金の産業開発資金への活用
15. ガリオア資金を沖縄県資産と認め、沖縄産業開発基金として活用すること
16. 日銀支店の設置
17. 通貨交換に際しては対1非5.60円のレートを適用すること
18. ドル受取り制度の実施(外国為替管理法の特例)
19. 那覇軍港の民間化の移管 並に嘉手賀飛行場の民間化の活用
20. 那覇空港の国際空港としての存続とその整備拡充

以上の通りであるが、更にこれを各項目毎に要点を付記する(次頁)

1. 特別立法による沖縄経済開発の推進

日本民族多年の宿願である沖縄の本土復帰が現実のものとなるうとして、本土政府は長期にわたる外国施政によって生じた沖縄の特殊事情に対し深い理解と配慮を払うべきであり、佐藤総理の「豊かた沖縄県づくり」構想もこの本土政府の沖縄県民への責任感から生じたものと考えられる。

沖縄の祖国復帰は、沖縄経済が名実ともに日本経済の一環となることであり、県民にとっては正に大きな変革である。従つて復帰を円滑にすゝめ、また将来の「豊かた沖縄県づくり」のためにも本土政府は沖縄経済振興の具体的施策の策定を通じて沖縄経済界に存する不安の解消を図るべきである。

そのためには沖縄の復帰後においても、政府が沖縄経済振興のための特別立法措置を講ずることにより、政府資金を計画的に投入して思い切つた振興策を実施する必要がある。

2. 産業基盤整備の促進と産業開発事業団の設立

沖縄の道路、港湾その他の産業基盤施設は、戦前における蓄積の貧困、更に今次大戦による破壊に加え、破壊なる台風による被害等もあつて本土に比べてその立廻れが著しい。

鉄道輸送施設をもたない沖縄では、陸上交通はもっぱら道路に依存し、また西面海に囲まれ数多くの島嶼よりなる沖縄は物資の輸送の多々を海運に上つている。しかしそのための道路港湾の整備は琉球政府財政の貧困もあつて十分でなく、とくに最大の貿易港である那覇港においてはその能力がすでに低緯度熱帯に達しその機能が限界寸前であり、道路港湾の未整備は経済全般に悪影響を及ぼしている。

このよりなことは空港施設についても同様で観光需要の増加に
対応するために那覇国際空港および離島空港の早急な整備を必
要としている。

日本経済全体の流れの中で沖縄経済発展の基本方向は農業振興
観光振興とともに基地縮小にともなう過剰労働を吸収する産業
を主軸とする工業開発に指向すべきである。このためには水資
源及びエネルギーの開発、大規模な土地造成、港湾建設等の
産業基盤を速やかに整備することが必要である。

これらの事業を迅速且つ効果的に実施し、沖縄経済の自立的発
展を促進するには、産業に直接関連する基盤の整備を開発事業
団方式により行うことが適切と思われるので、重点的事業遂行
を目的とする産業開発事業団の設立をはかられたい。

5. 新規企業誘致のための基本政策の策定

沖縄経済の発展には本土企業への協力を進出が不可欠であるが
そのためには政府が沖縄経済開発の具体的ビジョンを速やかに
作成し本土よりの企業進出促進に必要な長期にわたる税制及び
金融上の誘導措置を速やかに策定実施すべきである。

4. 産業開発のための政府財政資金の増額と融資条件の緩和

産業開発の基本方針を明確に定め、その整付けとなる長期間
融資金を重点的に供給するより財政資金の大巾な増額を
はかられたい、また沖縄における産業開発資金融通特別会計は
本土政府の融資が主たる原資であるが、これの融資対象業種
の適用範囲を拡大し、融資条件を緩和するより琉球政府に要望
してあるが本土政府も積極的にこれが実現するよう取計つて貰
いたい。

5. 既存企業の既得権益維持と中小企業振興策の強化

(1) 沖繩の企業は、全事業所の99%が従業員100人未満の企業であり、製造工業においては本土法にいう大企業は、わずか四社にすぎない。従つて沖繩の企業は中小企業振興策一本で育成出来るといつても過言ではないが沖繩における中小企業振興策は本土のそれと比べて甚だ立遅れている。

(2) 本土政府は琉球政府を通じて「大衆金融公庫」に対する財政投融资を積極的に拡大し、且つ融資条件を更に長期低利の方向へ特別措置をご考慮願ひ度い。

(3) 成る可く速かに本土にあるような、中小企業育成策、中小企業向け政策金融機関等を沖繩に導入すること。特に次のごとき機関並びに施策の導入を望みたい。

- (4) 中小企業金融公庫
- (5) 国民金融公庫
- (6) 商工組合中央金庫
- (7) 環境衛生金融公庫
- (8) 中小企業振興事業団方式の導入
- (9) 中小企業信用保険公庫による再保険
- (10) 信用保証協会の財政的援助
- (11) 設備近代化資金の貸付け充実のため、政府の助成措置と本土の設備貸与制度を沖繩にも設けること。

(4) 復帰に際し、油繩の全存企業の既得の權益が一挙に失われることがないよう、油繩に特殊な本土と異なる経済諸制度は、一定期間その存続を認めるとし、充分な期間の暫定措置を講ずること。

たとえば米の如く本土の法令により輸入制限等の行われている品目については、油繩において現在輸入に対してをんなの制限のない品目については、一定期間引き続き輸入が可能にたるとし、措置し、物価の上昇を抑制すること。

6. 第一次第二次産業振興上、現行物品税、諸消費税及び輸入規制をどこに代る育成措置

油繩における第一次第二次産業育成のために従来とられてきた輸入抑制措置（本土からの輸入品に対してもとられてきた物品税、諸消費税及び輸入規制）を復帰の時点において全廃するにおいては、これらの特定業種は存立の基盤を失い、競争力の弱体化を来すとことは明らかである。

よつて日本国内企業に移行したい油繩の特定業種に対し、従来の育成措置に代るなんらかの措置（例えば、本土の「石炭鉱業合理化臨時措置法」 「機械工業振興臨時措置法」の立法精神を拡大応用して油繩の特定業種のための特別措置をするとか、特別会計に財源を求めて、これら特定業種に補助金制度をとるとか、或いは、法人税法に特別償却制度を設けるとか、又は法人税の減免を行うなど）により特別配慮が暫定期間必要である。

これらの業種は、暫定期間中に企業の協業化、団地化又は合併など適切な体質改善が要求されるであろう。

8. 本土、油繩の同種企業間の共存共栄を目的とする許認可と公正円滑な業務提携を斡旋、指導する機関の設置

産業育成策の欠如と経済市場の狭さからくる、油繩企業の低生産性を以てしては、2年後に迫つた本土復帰、即日本経済圏への組み入れということは、企業によつてはその存立が危ぶまれるものであるので、復帰後一定期間、本土の同種企業の油繩進出については本

(44)

土政府において充分調整すること。

なお、政府の許認可を要する企業については、その油種進出は事前の調整を充分行ない油種企業の圧迫にならないう業種に限り許認可すること、また、許認可を要しない企業についても、本土、油種と同種企業が共存共栄できるとし、公正円滑な業務提携を尊厳指導する政府機関の設置が望ましい。

9. 国庫負担による高速運輸交通体系の整備

国庫の恩恵を受けるとのなかつた油種においては、その

交通手段は専ら民間企業によつて維持されて来た。従つて民間の限られた資本によつては、もはや最近の高度経済成長に応じきれない。

国鉄輸送施設の恩恵にあつからない沖縄の運輸交通体系の整備は、国の財政により当然整備すべきものと思考する。沖縄が地理的にも中央と隔離し、その往來に又物資の輸送に幾多の経済的負担増を余儀なくされているので、国庫負担による沖縄と本土を結ぶ高速運輸交通体系を整備することは、聖かた果つぐりが必要なことである。

特に沖縄と本土を結ぶ高速交通体系整備の一環として、国鉄新幹線の鹿耳島迄の早期建設を沖縄地元航空事業の鹿耳島乗り入れを認可するよう要望する。

国際海洋博覧会の沖縄開催

海洋開発は1970年代の「テーマ」でもあり、これに関し世界各国が、その英知と科学技術を持ち寄り、国際協調の契機を提供する国際海洋開発博覧会を沖縄で開催することは、沖縄の自然条件に適合するものであり、又将来沖縄の経済開発の一支柱として有望な観光事業振興とも関連があり、その開催によつてもたらされる経済開発の波及効果は大いに期待されるので政府は万国博覧会条約に基づき同博覧会の沖縄開催を実現すること、復帰を記念して1974年頃に開催すれば、その意義は非常に大きい。

また、日本開催となれば各県こそつてその誘致にのり出すと思われるが、去る3月20日大阪において開催された日琉経済団体共催による第5回沖縄経済振興懇談会において、万場一致の決議を以て、沖縄誘致を決定している。

12、 観光客誘致のための現行低関税制度の維持存続

沖縄は太平洋戦争終えんの地として激戦も多く、又歴史、風土、民族文化、景観等本土のそれとかなり異質の観光資源をもつていることから、本土その他より沖縄を訪れる者が多いが、その魅力の一つに自由貿易制度と観光事業振興策の一つとして採られている低関税制度からくる、土産品の格安ということを見逃がしてはならない。復帰後政府の樹立した長期経済開発計画が軌道に乗り進地の代替としてのその効果を発揮する迄には相当の年月を要する、したがって復帰の時点で一挙に本土関税制度の適用を受け、今迄の観光魅力の一つをすばに失うことになれば、観光客の来訪はその増加に「ブレーキ」がかかり、復帰後の経済開発に支障を来たすことになるので、復帰後も経済開発が軌道に乗り、本土との格差がなくなる迄現行の低関税制度の存続をはかること。

13、 農業、畜産業の振興

今後の沖縄農業は、その生産の大宗である甘蔗とパイナップルを中核とし土地基盤の整備ないし生産構造の改革を通じて生産性の向上を図り、国際競争力を備えた体質に改善することを目指すべきであり、これと併行して製糖工場、パイナップル工場の合理化を推進するための長期低利の資金の融資を実施すべきである。

また、特に今後の需要見通しから畜産の振興を計画的に推進する必要があるため、このため、畜産に対する積極的な資本投下および長期低利の資本貸付、ならびに草地造成、水資源の確保などの基盤整備等を推進すること。

10. 南北文化センターの設置

沖縄の本土復帰に際して国家的配慮を要する課題として経済
基盤の拡充、社会生活における本土との格差是正があり、その
為の具体的方策が日本政府、琉球政府に於いて検討作成されつ
つあります。所で復帰対策は格差是正を内容とする一体化施
策だけでは充分ではあり得ず、沖縄県民の創造的エネルギーの
涵養、日本の経済及び文化向上への積極的参加という側面もど
もに配慮されねばならないと考えます。
その具体的方策として「南北文化センター」の設置がもつとも
適切であると考へ、その実現方について格別の御高配を賜わり
たくお願い致します。

これは、将来日本が直面するであろう「南北問題」への寄与も
当然含まれますし、沖縄の経済自立化においても充分な波及効
果があることは明らかであります。
特にアメリカにおいてハワイが50番目の洲として編入される
にあたり「東西文化センター」を連邦政府の直接プロジェクト
として施行し多大の成果をあげていることは、沖縄における「
南北文化センター」の国家的意義地域的意義ひいては国際的意
義の大なることを充分伺うことのできる例証となり得ると思わ
れます。センターは国立とし琉球大学との連携を密にさせる
機構内容は差当り次の分野を以て構成し、漸次センターの主旨
に従つて拡充していく

国立南北文化センター

技術研究所	産養資源研究所
熱帯医学センター	南方民俗研究所
海洋開発センター	東南アジア言語研究所
台風気象研究所	南北資料センター
国際会議場	

三. 本土産米供与量の増大とその売上金の産業開発資金への活用

14. 本土産米の琉球政府への供与は1940年より5万トンの実現をみたがその売上げ資金は主として第一次産業の合理化近代化のために利用される。今後供与量5万トンを増量し沖縄の年間消費量8万トン迄引き上げ、その資金の利用も広く他重要産業にも充てようとする。

15. ガリオア資金を沖縄県資産と認め、沖縄産業開発基金として活用すること。

占領地域の統治、救済のための援助として設けられた、ガリオア資金および資産は米合衆国が琉球住民に贈与した信託財産 のZ'アリカ、その主たる所有者、受益者並びに残存収益権の帰属は琉球住民と考えられる。従属後はこれを沖縄県資産として認め、その資金は沖縄産業開発基金として活用すること。

16. 通貨交換に際しては対1弗560円の「レート」を適用すること。
本土経済の発展に より、その輸出増大がもたらす国際收支の大赤字は、今や円価値の増大となり、その切り上げが話題に上っている。しかし、大蔵大臣は議会において円切り上げの可能性を否定しているが、ドル通貨を所持している沖縄県民にとってはその所有通貨価値の下落は直接資産の減少となり、不安の種であるので、復帰に際し通貨処理に当っては1弗対560円の「レート」を適用するより要望する。

18. 那覇軍港の民間への移管

復府後の米軍施設の取扱については、地位協定に より米軍施設の返還等が定められると思いが、とりあえず上記米軍管理施設の返還は、経済開発上是非とも必要であるので、推進し て欲しい。

那覇港は ~~その~~ 北側岸壁は民間が利用しているが、その「バーズ」が狭 ~~狭~~ 既に床車状態となつている、又客船等が軍用船出入港の際には、その後でなければ出入港出来ず不便であるので、復府に際しては那覇商港の南側軍管理を民移管するよ う強く米側に要望すること。

19. ドル受取制度の実施（外国為替管理法の特例）

琉米人共同の生活圏は沖縄の総人口の80%を占める地域に 広く分布している。この地域に米人の多面に亘る生活費として 落ちるドルは5,500万ドルに及ぶものと試算されている。 本土復帰によつてこれらの支払が ~~円換~~ ^{ドル} で行われないとなれば 外国為替銀行や数少ない両替施設に頼らなければならず、従つて 米人の支払いがじゅう滞、若しくは不可能となり、住民の経済 活動に著しい影響を与えるものと思料される。 地域経済を従来通り支障なく継続するためには外国為替管理法 に特例を設け、ドル受取を可能ならしめる制度の実現をはかる こと。

20. 現行自由貿易地域の維持とその規模の拡大

現在のフリーゾーンの1960年加工貿易の奨励を目的と して開設され、以来輸出振興を側面から促進してきた。港湾

条件、労働力並びにその地理的優位性等の諸条件から沖縄が東
南アジアへの中継拠点として注目されている事実を鑑み、現在
の自由貿易地域を強化、拡大することは沖縄の産業経済の発展
に大きく寄与する。

16. 日本銀行油縄支店の開設

施政権の返還に伴う通貨切替え前後において、金融機関の
支払準備増設が縮少し、信用が収縮して経済の運営に支障を
きたすことのないよう、復帰と同時に油縄に日銀支店を開設
して、交換現金の供給体制に万全を期するとともに、地元銀
行に対する増加信用の供与を行う等、臨機応変の適切なる措
置を講じていたとき、無用の不安と擾乱が生じないようにし
ていたべきである。

更に、油縄には戦後20数年の間中央銀行が存在せず、こ
のため金融経済のあらゆる分野において本土他府県のそれと
比較して大きな格差を生じており、復帰後この格差を是正し
ていくことが重要な問題となる。また復帰後といえども油
縄には広範な米軍基地が存在することにより、他府県とは異
つた独特の経済環境が、存続すると考えられる。
このような特殊事情に対処するとともに、油縄経済の長期的
展望に沿った金融政策が強力に推進できるよう、中央銀行の
出先機関たる日銀支店を油縄に設置していたべきである。

20. 那霸空港の国際空港としての存続への整備状況

那霸国際空港は、極東における国際航空路上

主要な地位を占めており、本土の主要空港（東京、

大阪、福岡、鹿児島空港）を以て米圏（以下）では

アジア、パカイス經由して結ばれており、極東地域

における最も主要な地位を占めている。

本邦域内航空は、那覇、石垣、与那国、久米島、糸島

南大東の間に路線が開設されている。

このうち、糸島、与那国、久米島の存続に

関与するが、今後増える航空需要に対応

のため、S.S.T. 路線に対しても早急な整備

が準備されるべきである。

以上

No. 1

離島振興事業計画の現況

≡ 資 料 編 ≡

沖縄離島振興協議会

要 望 書

沖縄における離島振興法（1962年、立法第75号）が制定されたのは、本土より遅れること10年後であります。離島町村における基盤整備、社会文化の立遅れは20数年の格差があるばかりか、昨今の経済成長に伴う豊かな日本国民の生活環境を比較すると、その格差はますます離れるばかりであります。

よつて、1972年度本土復帰の時点に本土法（離島振興法、昭和28年、法律27号）の即時適用により、本土離島町村と同様な離島開発が総合的に実施できることを望んでおります。

なお、沖縄においては、宮古島、石垣島は振興法の適用外になっているが、復帰の際はこれらの島も含めて本土法の適用地域に指定してもらいたい。

1970年5月21日

沖縄離島振興協議会

国務大臣
総務長官 山 中 貞 則 殿

ま え が き

1962年8月「離島振興法」が制定され、沖縄離島振興協議会が発足（1966年10月）してから離島振興の推進にたずさわつて以来2ヶ年余を経過した。

その間、同法の時限延長を中心に離島予算の一括計上及び離島振興課の設置等について琉球政府当局や関係者と機会あるたびに懇談し、離島の現況を中心に過去——現在——将来への目標とする離島振興対策の成果を総合的に調査、検討した問題点等を把握するために得た各種資料である。

この資料の大部分は琉球政府企画局企画部の調査に基くもので、今後関係者にとって離島振興対策推進の計画資料として活用できれば幸いである。

1 9 6 9 年 3 月

沖縄離島振興協議会
会長 玉井喜八

目 次

第一 離島の現状

(1) 加入市町村一覧-----1
(2) 沖縄離島振興協議会役員名簿-----2
(3) 離島振興対策審議会委員名簿-----3
(4) 離島振興対策審議会幹事名簿-----4
(5) 離島振興関係年表-----5
(6) 離島の面積、人口状況-----11

第二 離島航路の現状

(1) 航路距離による離島の分布-----15
(2) 離島航路、港湾の概況（指定地域）-----16
(3) 最近5ヶ年間に於ける離島航路補助金交付実績-----20
(4) 最近5ヶ年間に於ける運搬船建造資金融通貸付状況-----20

第三 離島の電気、水道の現状

(1) 離島と主要島との対比-----22
(2) 電気導入状況-----24
(3) 1971年度までの電気導入計画-----28
(4) 離島地域水道普及状況-----32

第四 離島の医療現状

(1) 市町村別の状況-----34

第五 離島振興対策実施地域一覧表-----40

第六 離島振興事業計画の現状

(1) 離島関係全琉公共事業費と離島振興事業費の比較-----42
(2) 主要社会指標-----44
(3) 離島振興計画（事業別）の執行状況-----46
(4) 市町村別離島振興事業執行状況-----48
(5) 事業別資金計画-----50
(6) 市町村別資金計画-----52
(7) 離島振興計画（1969～1971）とFY-69（初年次）達成度
(a) 事業別-----54
(b) 市町村別-----55
(8) 離島振興に係る政府補助率-----56

第一 離島の現状

(1) 加入市町村一覧

市町村名	指定人口	指定有無	市町村長名	議会議長名
伊平屋村	3,085	指定	前田 徳盛	城間 喜平
伊是名村	4,387	〃	仲田 輝信	野村 治夫
伊江村	7,059	〃	知念 彦吉	玉城 治夫
今帰仁村	795	〃	松田 幸福	与那嶺 正吉
与那城村	5,344	〃	仲村 盛俊	赤嶺 正雄
勝連村	2,448	〃	野原 昌常	前代 益吉
知念村	463	〃	伊集 盛郎	比嘉 勇仁
仲里村	8,124	〃	上江洲 盛通	上原 幸一
具志川村	5,922	〃	仲村 仁明	藤村 真忠
渡嘉敷村	1,039	〃	玉井 喜八	田村 正功
座間味村	1,428	〃	田中 登	金城 信盛
粟国村	2,011	〃	新城 実	玉寄 栄一
渡名喜村	1,247	〃	久原 平三郎	桃原 久太郎
南大東村	2,934	〃	喜納 勉	菊地 政福
北大東村	962	〃	知花 俊夫	仲村 昌勝
平良市	2,287	〃	平良 重信	佐藤 富夫
下地町	497	〃	上地 真幸	川満 幸男
伊良部村	10,263	〃	奥平 幸三	久具 義雄
多良間村	2,603	〃	下地 朝憲	翁長 常敏
竹富町	7,026	〃	瀬戸 弘	成底 金二郎
与那国町	3,671	〃	仲本 宗裕	久賀 正三
計	73,592			

(2) 沖縄離島振興協議会役員名簿

役職名	氏名	勤務先
会長	玉井 喜八	渡嘉敷村長
副会長	奥平 幸三	伊良部村長
〃	仲田 輝信	伊是名村長
理事	知念 彦吉	伊江村長
〃	仲村 仁明	具志川村長
〃	久原 平三郎	渡名喜村長
〃	喜納 勉	南大東村長
〃	下地 朝憲	多良間村長
〃	瀬戸 弘	竹富町長
〃	仲村 盛俊	与那城村長
監事	前田 徳盛	伊平屋村長
〃	田中 登	座間味村長
〃	野原 昌常	勝連村長
幹事	中山 満	琉球大学

◎ 事務局 那覇市久米町 1-31
 沖縄会館内 (電 8-2695)
 事務局長 松田 幸一
 書記 名嘉 房子

離島振興対策審議会委員名簿

学識経験者(5名)

構成	氏名	所属	任期年月日
会長	伊是名 秀 光	定期船協会 長	自 1969.8.14 至 1971.8.13
副会長	中 山 満	琉球大学	"
委員	大 城 源 平	中金理事長	"
"	下 地 幸 一	琉球石油常務	"
"	平 良 鉄	農連専務	"

市町村会を代表する者(5名)

構成	氏名	所属	任期年月日
委員	大 山 朝 常	沖縄市町村会副会長	自 1969.8.14 至 1971.8.13
"	仲 田 輝 信	伊是名村 長	"
"	玉 井 喜 八	渡嘉敷村 長	"
"	奥 平 幸 三	伊良部村 長	"
"	瀬 戸 弘	竹富町 長	"

政府職員(5名)

構成	氏名	所属	任期年月日
委員	宮 城 信 勇	企画局長	自 1969.8.14 至 1971.8.13
"	宮 里 栄 一	建設局長	"
"	翁 長 林 正	農林局長	"
"	山 川 文 雄	厚生局長	"
"	喜 納 章	通産局運輸部長	"

離島振興対策審議会幹事名簿

所属	職名	氏名	備考
企画局企画部	計 画 官	幸 地 長 二 郎	
農林局農政部	農 政 課 長	仲 宗 根 哲 男	
" "	農 地 課 長	島 崎 盛 武	
農林局農林部	林 務 課 長	又 吉 元 一	
農林局水産部	生 産 課 長	内 間 良 和	
通産局商工部	公 益 事 業 課 長	池 間 正 雄	
通産局運輸部	海 運 課 長	比 嘉 賀 高	
建設局土建部	土 木 課 長	山 城 広 茂	
総務局行政部	地 方 課 長	大 仲 進	
厚生局医務課	病 院 管 理 課 長	安 富 徳 吉	

(5) 離島振興関係年表

年 月 日	事 項 の 概 要
1962. 5. 31	離島振興法 立法院送付
1962. 6. 30	離島振興法 議決
1962. 8. 7	離島振興法 署名公布 施行
1962. 12. 4	離島振興対策審議会運営規則公布 施行
1962. 12. 25	離島振興法施行規則公布 施行
1963. 3. 1	審議会幹事任命
1963. 3. 11	審議会幹事任命
1963. 10. 28	第1回審議会
10. 29	1 指定に関すること。 2 指定基準
1963. 11. 15	離島振興実施地域の告示 第一次指定 13市町村24島
1964. 6. 12	補助特例規則 施行
1964. 10. 14	幹事会 1 離島振興計画の査定 2 審議会対策について
1964. 10. 16	幹事会 振興計画について

年 月 日	事 項 の 概 要
1964. 11. 5	第2回審議会 離島振興計画について
1964. 12. 1	離島振興計画(1965年度~1968年度) 行政主席決定
1965. 5. 10	第2期任命
1965. 6. 7	第3回審議会 1 指定基準の緩和について 2 指定について 浜比嘉島、津堅島、久米島、西奥武島、東奥武島 伊良部島、下地島
1965. 10. 9	第二次指定告示 勝連村(浜比嘉島、津堅島) 伊良部村(伊良部島、下地島)
1966. 6. 9	幹事会 1 二次指定地域の振興計画について 2 下地町来間島の指定陳情について
1966. 6. 16	第4回審議会 1 二次指定地域の振興計画について 2 下地町来間島の指定について 3 予算の一括計上と課の設置について意見具申

年 月 日	事 項 の 概 要
1966. 7. 15	離島振興に対する指導のため講師招へい。 総理府離島振興対策審議会委員 浅野芳正氏 7月15日～8月10日
1966. 8. 16	二次指定地域の振興計画 主席決定
1966. 10. 7	沖縄離島振興協会発足 会 長 玉井喜八 副会長 仲田輝信 " 白保生雄 事務局長 松田幸一 22市町村で構成
1967. 5. 9	第5回審議会 1 離島振興法の時限延長について 2 予算の一括計上と課の設置について 3 久米島、東奥武島、西奥武島、伊江島、平安座島、 久高島、来間島の指定 以上3点についての意見具申
1967. 5. 23	1968年度事業計画の決定
1967. 6. 2	第三次指定地域の告示 仲里村 久米島、東奥武島、西奥武島 具志川村

年 月 日	事 項 の 概 要
	下地町来間島、伊江村伊江島、与那城村平安座島、 知念村久高島
1967. 6. 17	第三期審議会委員任命
1967. 9. 13	幹事会 三次指定地域の振興計画について
1967. 9. 18	経済企画庁総合開発局離島振興課長 武藤正幸氏 ヨーロッパ視察の帰途立寄り。 18日～20日 伊計、宮城、平安座各島視察
1967. 9. 29	第6回審議会 1 会長選出 伊是名秀光委員を会長に選出 2 報告事項 (1) 三次指定について (2) 1968年度予算について (3) 講師招へいについて 3 意見具申 予算の一括計上と課の設置について
1967. 10. 3	離島振興関係要覧作成
1967. 10. 27	全国離島振興協会理事会開催

年 月 日	事 項 の 概 要
1967. 10. 27	講師招へい 経済企画庁離島振興課 児玉義幸氏 10月27日～11月22日
1967. 12. 28	三次指定地域の振興計画策定
1968. 4. 4	第1回沖縄離島青年会議開催
4. 6	主 催 沖縄離島振興協議会 場 所 沖縄少年会館 参加人員 36人 指導講師として 浅野芳正氏 来島
1968. 5. 27	一体化調査団来島 離島振興関係：経済企画庁総合開発局 計画官 大塚友則氏 先島（石垣島、宮古島、池間島）視察
1968. 6. 27	離島振興法の一部改正（1971年6月30日まで延長） 公布
1968. 8. 6	幹事会 1 離島振興計画について
1968. 8. 30	第7回審議会 1 離島振興計画（1969年～1971年）策定について

年 月 日	事 項 の 概 要
	2 今帰仁村古宇利島指定
1968. 9. 13	1 離島振興計画（1969～1971年度） 2 今帰仁村古宇利島指定 行政主席決定
1968. 9. 17	第四次指定地域の告示 今帰仁村古宇利島
1968. 10. 25	経済企画庁総合開発局離島振興課長 青木良文氏 講師招へい 10月25日～11月8日 津堅島、浜比嘉島、久米島、池間島、竹富島、伊江島、 視察指導
1968. 11. 14	幹事会 1970年度離島振興事業計画策定について
1968. 12. 13	1970年度離島振興事業実施計画 行政主席決定

(6) 離島の面積、人口状況

(1) 離島の面積は約673.58平方キロメートルで、全琉総面積(2,388.22平方キロメートル)の約28%を占め、そのうち指定地域の総面積は665.56平方キロメートルで、離島面積の98.8%(全琉総面積の27.9%)を占めている。離島が面積上、このように高い割合を占めているのは、琉球第2の規模をもち、かつ、離島総面積の47.8%を1島に占有している低開発の西表島(321.88平方キロメートル)が包含されているためである。

(2) 西表島について大きい離島は、久米島、伊良部島、与那国島、南大東島伊江島(以上は1島で1ないし2の行政区域を構成している。(伊良部島以外)伊平屋島、北大東島等である。他の大部分の離島は、概して10平方キロメートル前後の小島である。また離島総面積に占める地区別離島の割合は、北部8.9%、中部2.0%、南部19.3%、宮古9.8%、八重山60.0%で、西表島を有する八重山地区が過半を示している。

(3) 離島の総人口は75,446人(1965年国調)で、全琉総人口(934,176人)の8%を占めている。そのうち指定地域の人口は72,797人で離島総人口の96.4%(全琉総人口の7.8%)を占めている。また、地区別の対離島人口比をみると、北部22.6%、中部10.4%、南部31.9%、宮古20.9%、八重山14.2%である。

(4) 最大の人口を有する離島は久米島、(東奥武島84人、西奥武島117人を含む。)の14,046人で、ついで伊良部島の10,232人で、両島のみで離島総人口の32%を占めている。最少人口の島は、水納島(多良間村)の24人である。(具志川島(伊是名村)31人、下地島(伊良部村)31人)

(5) 離島の1平方キロメートル当りの人口密度は112人で、全琉の391人の28.6%にすぎず、相当稀薄である。これは低開発の西表島の人口密度の低さ(10人)に影響されているためである。(同島を除いた場合の人口密度は204人で、全琉の52%である。一般に離島は人口は疎といえる。人口密度の最も高い離島は平安座島(与那城村)の879人で、ついで池間島(平良市)872人、津堅島(勝連村)817人で、最も低い離島は下地島(伊良部村)3人で、ついで西表島(竹富町)10人、水納島(多良間村)の12人である。指定地域の人口密度は109人で離島全体の97%にあたり、全琉の27.9%になつている。概して主要島の属島とみられる島(瀬底島、中部地区各離島、池間島)は人口密度が高く、離島町村を構成している島(北部地区伊平屋島、南部、宮古、八重山地区の各離島)は低い。

人口分布による区分

区 分	計	北 部	中 部	南 部	宮 古	八 重 山
100人以下	7	2		1	2	2
100~449	9	1		3	2	3
500~999	7	1	1	3		2
1,000~2,999	13	2	4	4	2	1
3,000~4,999	3	1				2
5,000~9,999	1	1				
10,000人以上	2			1	1	
計	42	8	5	12	7	10

(6) 離島(指定地域)の世帯数15,172で、全琉の世帯数(208,092)の7.3%を占めている。離島人口の対全琉比は7.8%であるので、離島1世帯当り

の人員は全琉平均より若干多い。(離島平均4.8%、全琉平均4.4%である)
また、1世帯当りの人員が最も高いのは野甫島(伊平屋村)の5.3人で、
ついで津堅島(勝連村)、久米島(仲里、具志川村)、伊良部島(伊良部村)
5.2人、伊平屋島(伊平屋村)5.1人となっており、最も低いのは竹富島(竹富町)の3.4人で、ついで粟国島(粟国村)、久高島(知念村)の3.8人
となっている。

(7) 離島(指定地域)の面積及人口の対全琉比の相加平均は17.85%である。
即ち面積比が27.9%、人口比が7.8%である。

(8) 国勢調査に基づいて、指定地域の人口の推移をみると、1955年に対し
1960年は4,854人の減少(5.5%減)となり、1965年においては、1
955年に対し14,628人の減少(16.7%減)となっている。すなわち過去
10年間において、指定地域の人口は16.7%の減となっており、しかもそれ
は1960年から1965年において一層激しくなっていることがわかる。
全琉の人口が大巾に増加(過去10年間に133,111人の増加(16.6%増))
と比較して対照的である。

(9) 離島振興対策実施地域の指定について

1962年8月離島振興法が制定されてから現在まで3次にわたって指定
が行なわれている。その状況は次のとおりである。

1 第1次指定(1963年1月15日 告示第300号)

伊平屋村伊平屋島以下13カ市町村24島(面積540.89平方キロメー
トル、人口35,849人)が指定された。

2 第2次指定(1965年10月9日 告示第336号)

勝連村浜比嘉島以下2カ村4島(面積42.74平方キロメートル、人口
12,711)が指定された。

3 第3次指定(1967年6月2日 告示第197号)

仲里村久米島以下6カ町村7島(面積81.60平方キロメートル、人口
24,237人)が指定された。

以上3次にわたる指定の結果、指定地域は20カ市町村35島(面積665.
56平方キロメートル、人口72,797人)となっている。

これを地区別に分けると、次のようになる。

< 沖縄本島地区 >

14カ市町村22島で面積197.31平方キロメートル(指定地域の総面積
の29.7%)、人口46,451人(指定地域総人口の63.8%)である。

< 宮古地区 >

4カ市町村6島で面積64.63平方キロメートル(9.7%)、人口15,649
人(21.5%)である。

< 八重山地区 >

2町7島で面積403.62平方キロメートル(60.6%)、人口10,697人
(14.7%)である。

第二 離島航路状況

(1) 航路距離による離島の分布

区分	計	北部	中部	南部	宮古	八重山
1 km未満	1	1 (瀬底)	-	-	-	-
1~10km	8	2 {古宇利 伊江}	3 {平安座 浜比嘉 津堅}	-	1 (伊良部)	1 (竹富)
10~30km	12	1 (水納)	2 {宮城 伊計}	1 (久高)	4 {下地 池間 大神 来間}	4 {上地 黒島 地 下地 小浜}
30~50km	8	4 {伊平屋 野甫 伊是名 具志川}	-	-	-	3 {鳩間 西表 由布}
50~70km	9	-	-	6 {渡嘉敷 座間味 阿嘉 慶留間 粟国 渡名喜}	2 {水納 多良間}	1 (波照間)
70~100km	3	-	-	3 {久米島 東奥武 西奥武}	-	-
100km以上	3	-	-	2 {南大東 北大東}	-	1 (与那国)
計	42	8	5	12	7	10

(2) 離島航路、港湾の

市町村名	航路名	船舶数及種別	運行回数
伊平屋東	伊平屋~渡久地~泊	2隻 {鋼船 1 木船 1}	月5回宛
伊是名村	伊是名~渡久地~泊	2" {鋼船 1 木船 1}	月5回宛
伊江村	伊江~渡久地	2" 鋼船 2	月28回宛
与那城村	平安座~屋慶名	13" 木船 13	延日8回宛
	宮城~屋慶名	8" " 8	月25回宛
	桃原~屋慶名	2" " 2	月26回宛
	伊計~屋慶名	2" 鋼船 1 木船 1	月20回宛
勝連村	津堅~屋慶名	4" 木船 4	月25回宛
	浜~屋慶名	3" " 3	月25回宛
	比嘉~屋慶名	3" " 4	月25回宛
知念村	久高~馬天	2" " 2	月15回宛
渡嘉敷村	渡嘉敷~泊	1" 鋼船 1	月5回宛
座間味村	座間味~泊	1" " 1	月5回宛
	座間味~阿嘉~慶留間	1" 木船 1	
粟国村	粟国~泊	1" 鋼船 1	月5回宛
渡名喜村	渡名喜~泊	1" 木船 1	月4回宛
仲里村	真泊~泊	2" {鋼船 1 木船 1}	月4回宛
具志川村	儀間~泊	1" 鋼船 1	月3回宛

概要 (指定地域)

航路距離	港 湾 の 状 況	備 考
108 km	前泊港 接岸能力100トン	
95	仲田港 接岸能力100トン	
10	伊江港 接岸能力200トン	
7.7		
18.5		
11.4		
17.0		
9.2		
6.8		
7.7		
12.9		
59	渡嘉敷港 接岸能力100トン	
61	座間味港 接岸能力100トン	
59	粟国港 接岸能力100トン	
57		
89	真泊港 接岸能力 50トン	
100	兼城港 接岸能力500トン	

市町村名	航 路 名	船 舶 数 及 種 別	運 行 回 数
南大東村 北大東村	南北大東～泊	2隻 鋼船 2	月2回宛
平良市	池間～平良 (池間～符保)	2" 木船 2	月27回宛 月20回宛
下地町	来間～与那覇～平良	1" " 1	月来間60日 月平良5回
伊良部村	伊良部～平良	1" " 1	月27回宛
	佐良浜～平良	2" " 2	月27回宛
多良間村	多良間～平良	2" " 2	月3回宛
竹富町	白浜～祖納～石垣	2" " 2	月5回宛
	大原～新城～石垣	2" " 2	月6回宛
	竹富～石垣	2" " 2	月25回宛
	小浜～石垣	2" " 2	月12回宛
	黒島～石垣	2" " 2	月6回宛
	波照間～石垣	1" " 1	月4回宛
	石垣～鳩間～船浦	1" " 1	月5回宛
	古見～石垣	1" " 1	月6回宛
	石垣～由布	1" " 1	月6回宛
与那国町	与那国～石垣	2 鋼船 1 木船 1	月2回宛 月3回宛

注：1 船舶数合計 78隻 内訳 鋼船12隻 木船66隻

2 1隻当り平均トン数36.49トン

鋼船1隻当り平均トン数148.07トン 木船16.21トン

航路距離	港 湾 の 状 況	備 考
km 417.0		
13.0		
3.7		
2.7		
14.8		
11.0	長山港 接岸能力500トン	
9.0		
52.0		
52.0	白浜港 接岸能力1000トン	
31.0		
7.0		
19.0		
19.0		
54.0		
41.0		
28.0		
31.0		
131.0		

(3) 最近5ヶ年間に於ける離島航路補助金交付実績

年 区 分	事業者数	航路数	事業収入	事業支出
1965年	83	36	1,584,176	1,640,284
1966年	84	37	1,725,723	1,920,858
1967年	83	37	1,775,796	1,950,186
1968年	78	36	1,777,888	1,958,404
1969年	83	39	1,985,003	2,339,757

註：事業者数は、実際に航路補助金を交付した実数

(4) 最近5年間に於ける運搬船建造資金融通貸付状況

年 区 分	金 額	隻 数	用 途 内 訳			
			建 造	改 造	取 得	機 換
1965年	104,360	9	4	2	1	2
1966年	75,500	3	2	0	0	1
1967年	91,500	4	2	1	1	0
1968年	266,900	4	4	0	0	0
1969年	536,800	6	5	0	1	0

損益額	点数	補助金額	備考
△ 56,107	4,759	44,555	
△ 195,135	4,831	39,525	
△ 174,390	4,542	40,000	
△ 180,516	11,505.6	49,999	
△ 554,753	13,021.4	73,194	

資金内訳			備考
一般会計繰入	資金運用部借入	自己資金	
-	-		
53,500	-		
40,400	-		
-	231,300		
6,000	524,000		

第三 離島の電気、水道の現状

(1) 離島と主要

区分	世帯数 (1965.12)	1968年6月現在		
		電化世帯数	電化率	送電時間
離島	15,177	13,607	90%	(平均) 8
沖縄本島 _A	172,771	168,415	97	24
宮古島 _B	10,990	10,990	100	24
石垣島 _C	9,312	9,312	100	24
主要島 (A+B+C)	193,073	188,717	98	24
全沖縄	208,250	202,324	97	(平均) 21

(註) 世帯数は1965年国勢調査資料によつた。

離島の電化率が1971年度までに100%に達しないのは、多良間村水納島(6世帯)と、伊良部村下地島(6世帯)の計12世帯が未電化世帯として残っているためである。

島 と の 対 比

1971年6月まで			備 考
電化世帯数	電化率	送電時間	
15,165	99.9%	(平均) 18	
172,771	100	24	
10,990	100	24	
9,512	100	24	
193,073	100	24	
208,238	99.9	(平均) 21	

全沖縄の電化率が100%に達しないのも、同左の理由によるものである。

(2) 電 気 導 入 状 況

離島振興対策実施地域		世帯数 (1965.12)	電	
市町村名	島名		経営体	発電出力
伊平屋村	伊平屋島	539	電力公社	16,128 KW
	野甫島	65		
伊是名村	伊是名島	875	電力公社	37,670
	具志川島			
与那城村	宮城島	542	村 営	50
	伊計島	172	〃	25
	平安座島	520	—	—
勝連村	浜比嘉島	263	—	—
	津堅島	265	村 営	15
渡嘉敷村	渡嘉敷島	252	村 営	50
座間味村	座間味島	177	村 営	60
	阿嘉島	114	〃	30
	慶留間島	42	〃	—
粟国村	粟国島	528	村 営	50
渡名喜村	渡名喜島	274	村 営	30
南大東村	南大東島	653	村 営	200
北大東村	北大東島	232	組 合 営	50
平良市	池間島	477	組 合 営	60
多良間村	多良間島	529	村 営	50
	水納島	6	—	—

(1968年6月現在)

化 状 況				備 考
電化世帯数	電化率	未電化	送電時間	
564	100%		24	
824	100		24	
542	100		5	
172	100		5	
-	0	平安座 520		1969年1月より点灯
-	0	浜比嘉 263		" "
265	100		5	
252	100		5	
177	100		5	
114	100		5	
42	100		5	
528	100		5	
274	100		5	
318	49	南大東 335	13	1969年1月より点灯
232	100		5	
477	100		5	
529	100		5	
-	0	水納 6		

離島振興対策実施地域		世帯数 (1965.12)	電	
市町村名	島嶼名		経営体	発電出力 kW
伊良部村	伊良部島	1,983	官古電力	120
	下地島	6	-	-
竹富町	竹富島	139	町 営	30
	黒島	142	-	-
	小浜島	187	町 営	30
	鳩間島	55	-	-
	波照間島	234	町 営	30
	西表	796	"	220
与那国町	与那国島	733	町 営	150
伊江村	伊江島	1,465	電力公社	500
知念村	久高島	123	村 営	30
仲里村	久米島	1,464	久米島電力	500
	東奥武島	15	-	-
	西奥武島	20	-	-
具志川村	久米島	1,187	久米島電力	500
下地町	来間島	103	-	-
計		15,177		
沖繩本島		172,771		
官古島		10,990		
石垣島		9,312		
主要島		193,073		
全沖繩		208,250		

化 状 況				備 考
電化世帯数	電 化 率	未 電 化	送電時間	
1,983	100		24	
-	0	下地 6		
139	100		5	
-	0	黒島 142		
187	100		5	
-	0	鳩間 55		
234	100		5	
738	93	西表 58	5	
733	100		14	
1,465	100		24	
123	100		5	
1,417	97	上阿嘉 16 下阿嘉 31 東奥武 15	16	
-	0	西奥武 20		
1,187	100		16	
-	0	来間 103		
13,607	90	1,570	(平均) 8	
168,415	97	4,356	24	} 主要島との比較
10,990	100	-	24	
9,312	100		24	
188,717	98	4,356	24	主要島総括
202,324	97	5,926	(平均) 21	

(3) 1973年度までの

離島振興対策実施地域		世 帯 数 (1965.12)	電 化		
市 町 村 名	島 嶼 名		1968年6月現在		
			電化世帯数	電 化 率	送電時間
伊平屋村	伊平屋島	539	539	100	5
	野甫島	65	65	100	5
伊是名村	伊是名島	875	875	100	16
与那城村	宮城島	542	542	100	5
	伊計島	172	172	100	5
勝連村	浜比嘉島	263	-	-	-
	津堅島	265	265	100	5
渡嘉敷村	渡嘉敷島	252	252	100	5
座間味村	座間味島	177	177	100	5
	阿嘉島	114	114	100	5
	慶留間島	42	42	100	5
粟国村	粟国島	528	528	100	5
渡名喜村	渡名喜島	274	274	100	5
南大東村	南大東島	653	318	49	13
北大東村	北大東島	232	232	100	5
平良市	池間島	477	477	100	5
多良間村	多良間島	529	529	100	5
	水納島	6	-	-	-

電気導入計画

状況			備考
1971年6月まで			
電化世帯数	電化率	送電時間	
539	100%	24	} 発電施設増強による送電時間延長
65	100	24	
875	100	24	同 上
542	100	24	71年度に海底ケーブル計画がある
172	100	24	同 上
263	100	24	71年度に海底ケーブル計画がある
265	100	5	
252	100	5	
177	100	5	
114	100	5	
42	100	5	
528	100	24	発電機増設による送電時間延長
274	100	24	同 上
653	100	24	同 上 (動力源としては更に増設が必要)
232	100	24	同 上
477	100	24	70年度に海底ケーブル計画がある
529	100	24	発電機増設による送電時間延長
-	-	-	

離島振興対策実施地域		世帯数 (1965.12)	電化		
市町村名	島嶼名		1968年6月現在		
			電化世帯数	電化率	送電時間
伊良部村	伊良部島	1,983	1,983	100%	24
	下地島	6	-	-	-
竹富町	竹富島	139	139	100	5
	黒島	142	-	-	-
与那国町	小浜島	187	187	100	5
	鳩間島	55	-	-	-
	波照間島	234	234	100	5
	西表島	796	738	93	5
与那国町	与那国島	733	733	100	14
伊江村	伊江島	1,465	1,465	100	24
与那城村	平安座島	520	-	-	-
知念村	久高島	123	123	100	5
	久米島	1,464	1,417	97	16
仲里村	東奥武島	15	-	-	-
	西奥武島	20	-	-	-
具志川村	久米島	1,187	1,187	100	16
下地町	来間島	103	-	-	-
計		15,177	13,607	90%	(平均) 8

状 況			備 考
1971年6月まで			
電化世帯数	電化率 %	送電時間	
1,983	100	24	
-	-	-	
139	100	5	
142	100	5	
187	100	24	発電機増設による送電時間延長
55	100	5	
234	100	24	発電機増設による送電時間延長
796	100	24	同 上
733	100	24	同 上
1,465	100	24	
520	100	24	71年度に海底ケーブル計画がある
123	100	24	発電機増設による送電時間延長
1,464	100	16	
15	100	16	
20	100	16	
1,187	100	16	
103	100	24	
15,165	99.9%	(平均) 18	

(4) 離 島 地 域 水 道

離島振興対策実施地域		人 口 (1965.12)	1968年6月	
市 町 村 名	島 名		給水人口	普及率
伊平屋村	伊平屋島、野甫島	3,083人	694人	22.5%
伊是名村	伊是名島、具志川島	4,384	1,045	23.8
伊江村	伊江島	7,057	5,503	78.0
与那城村	平安座、伊計、宮城	5,343	1,289	24.1
勝連村	浜比嘉、津堅	2,447	2,088	85.3
渡嘉敷村	渡嘉敷島	1,036	1,039	100
座間味村	座間味、阿嘉、慶留間	1,428	490	34.3
渡名喜村	渡名喜島	1,247	-	-
粟国村	粟国島	2,011	2,011	100
南大東村	南大東島	2,932	-	-
北大東村	北大東島	962	-	-
知念村	久高島	463	-	-
仲里村	久米島、東奥武、西奥武	8,124	3,419	42.1
具志川村	久米島	5,924	4,005	67.6
平良市	池間島	2,286	-	-
伊良部村	伊良部、下地	10,265	5,695	55.5
多良間村	多良間、水納	2,603	-	-
下地町	来間島	496	-	-
竹富町	竹富、黒島、小浜、鳩間、波照間、西表、由布、新城	7,026	3,261	46.4
与那国町	与那国島	3,671	3,398	92.6
計		72,788	33,937	46.6
	離 島	72,788	33,937	46.6%
	主 要 島	861,388	678,014	78.7
	全 琉 球	934,176	711,951	74.2

普及状況

1971年		備考
給水人口	普及率	
1,992人	64.6%	津堅は水量不足
2,420	55.2	
7,057	100	
5,343	100	
2,447	100	
1,039	100	
1,006	70.4	
-	-	
2,011	100	
2,932	100	
-	-	水量不足
463	100	
8,124	100	海底送水
5,924	100	
2,286	100	
10,265	100	
2,603	100	
-	-	
4,491	63.9	
3,671	100	
64,071	88.0	
64,071人	88.0%	68年全琉給水人口と普及率は推定である。
719,629	72.5	68年市町村給水人口は68年6月30日現在の各市町村資料による。
783,700	79.0	1971年における全琉総人口は992,000人

第四離島の医療の現状

(1) 市町村

市町村名	診療所名	派遣医師	地元医師	看護婦	年限	種目
伊平屋村	伊平屋診療所	帰任				1 事務所建 2 住宅建 3 工場建
伊是名村	伊是名診療所	1	介輔1 歯介輔1	1 開業	1963.9.12	1 事務所建 2 住宅建
伊江村	伊江診療所		1	4	1968.	1 事務所建 2 住宅
今帰仁村	古宇利診療所		1		1964.1.1	1 事務所建 2 雑屋建
本部町	瀬底診療所		1		1964.1.1	1 事務所建
与那城村	平安座診療所 宮城診療所	1	介輔1 歯介輔1	開業	1969.4.1	1 事務所建 2 " 3 住宅建 4 雑屋建 5 "
	伊計診療所	辞任				1 事務所建

別 の 状 況

構 造 等	坪 数	経 過	取 得 月 日	所 有	1968年度 1日平均患者数
鉄筋コンクリートブロック造	30.10	2	1967. 6. 29	政 府	4. 9
〃	15. 61	2	1968. 9. 12	〃	
〃	2. 72	1	1967. 8. 3	〃	
鉄筋コンクリートブロック造	6. 00	2	1967. 6. 26	政 府	17. 9
木 造	16. 81	5	1964. 5. 5	〃	
鉄筋コンクリートブロック造	157	9		村 立	40. 0
〃	25	4			
木 造	25. 50	5	1964. 6. 30	政 府	3. 8
〃	1. 00	5	1964. 6. 30		
木 造	21. 50	5	1964. 6. 30	政 府	3. 9
鉄筋コンクリートブロック造	20. 00	5	1964. 6. 30	政 府	7. 8
〃	2. 72	2	1967. 6. 22		
木 造	18. 27	5	1964. 6. 30		
〃	1. 75	5	1964. 6. 30		
鉄筋コンクリートブロック造	2. 72	2	1967. 6. 22		
木 造	15. 00	5	1964. 6. 30	政 府	1. 0

市町村名	診 療 所 名	派遣医師	地元医師	看護婦	年 限	種 目
勝 連 村	津堅診療所		1		1964. 1. 1	1 事務所建
	浜診療所		1		1964. 1. 1	1 事務所建
知 念 村	久高診療所		1		1961. 8. 1	1 事務所建
具 志 川 村		医師 1 歯介輔 1		開業		
仲 里 村	比嘉診療所	1		1	1965. 8. 27	1 事務所建
		介輔 2 歯介輔 1		開業		2 住宅建
粟 国 村	粟国診療所	1		1	1967. 8. 10	1 事務所建
						2 〃
						3 住宅建
						4 雑屋建
渡 名 喜 村	渡名喜診療所		1		1961. 8. 1	1 事務所建
						2 〃
						3 雑屋建
座 間 味 村	座間味診療所		1		1965. 11. 20	1 事務所建
						2 住宅建
						3 雑屋建
						普通財産
						1 事務所建
	阿嘉診療所		1		1967. 8. 1	1 事務所建

構造等	坪数	経過	取得月日	所有	1968年度1日 平均患者数
木造	18.00	5	1964.6.30	政府	8.7
"	17.25	5	1964.6.30	"	3.8
木造	17.34	5	1964.6.30	政府	4.0
				個人	
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.19	政府	9.9
"	15.61	2	1966.6.27		
木造	18.00	5	1964.6.30	政府	11.1
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.27		
木造	16.81	5	1964.6.30		
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.27		
木造	20.50	5	1964.6.30	政府	4.2
鉄筋コンクリートブロック造	19.39	2	1967.6.27		
木造	1.00	5	1964.6.30		
鉄筋コンクリートブロック造	19.63	2	1967.6.24	政府	5.6
木造	16.81	5	1964.6.30		
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.5.16		
木造	16.00	5	1964.6.30		
"	20.00	5	1964.6.30	政府	4.3

市町村名	診療所名	派遣医師	地元医師	看護婦	年限	種目
渡嘉敷村	渡嘉敷診療所		1		1967.2.23	1 事務所建 2 住宅建 3 雑屋建 4 " 5 事務所建
南大東村	南大東診療所		1		1961.8.1	1 事務所建 2 住宅建
北大東村	北大東診療所	1			1968.9.16	1 事務所建
平良市	池間診療所		1		1964.1.1	1 事務所建
下地町	来間診療所	現在休診				1 事務所建
多良間村	多良間診療所		1		1964.1.1	1 事務所建 2 倉庫建
伊良部村	佐良浜診療所	1		1	1967.9.5	1 住宅建 2 倉庫建
竹富町	小浜診療所		1		1964.1.1	1 事務所建
	鳩間診療所		1		"	1 事務所建
	西表西郷診療所	1			1969.5.28	1 事務所建
	波照間診療所		1			1 事務所建
	大原診療所		介輔 1			1 事務所建
	竹富島		介輔 1			2 住宅建
	黒島		介輔 1			3 雑屋建 4 "
与那国町		医師 1	介輔 1			

構造等	坪数	経過	取得月日	所有	1968年度1日 平均患者数
木造	18.00	5	1964.6.30	政府	6.1
鉄筋コンクリートブロック造	15.61	5	1966.6.27		
木造	2.00	5	1964.6.30		
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.29		
〃	2.94	2	1967.6.29		
木造	34.60	5	1964.6.30	政府	17.8
鉄筋コンクリートブロック造	15.61	2	1967.3.23		
木造	34.60	5	1964.6.30	政府	6.5
木造	17.34	5	1964.6.30	政府	3.0
木造	17.34	5	1964.6.30	政府	-
鉄筋コンクリートブロック造	20.00	2	1966.11.11	政府	11.3
〃	2.94	2	1967.6.28		
鉄筋コンクリートブロック造	19.78	4	1965.6.4	政府	11.3
〃	2.94	2	1967.6.27		
木造	17.875	5	1964.6.30	政府	0.2
〃	17.875	5	1964.6.30	〃	
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.30	〃	4.5
〃	15.41	4	1965.6.25	〃	1.6
ブロック造、瓦屋根	21.50	5	1964.6.30	〃	3.6
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.29		
木造	17.00	5	1964.6.30		
鉄筋コンクリートブロック造	2.94	2	1967.6.29		
				個人	

第五 離島振興対策実

市町村名	島名	面積	人口	備考
伊平屋村	伊平屋、野南	Km ² 22.52	3,083	第1次指定 1963.11.15
伊是名村	伊是名、具志川	11.74	4,387	〃
与那城村	宮城、伊計	8.95	5,344	〃
〃	平安座、			(平安座島は) 第3次指定
渡嘉敷村	渡嘉敷	8.95	1,039	〃
座間味村	座間味、阿嘉、慶留間	10.64	1,428	〃
粟国村	粟国	6.79	2,011	〃
渡名喜村	渡名喜	3.24	1,247	〃
南大東村	南大東	25.91	2,934	〃
北大東村	北大東	18.20	962	〃
平良市	池間	2.62	2,287	〃
多良間村	多良間、水納	20.51	2,603	〃
竹富町	竹富、黒島、小浜、波 照間、西表、鳩間	372.16	7,026	〃
与那国町	与那国	31.46	3,671	〃
小計 13	25	543.69	38,022	

施 地 域 一 覧 表

市町村名	島 名	面 積	人 口	備 考
勝 連 村	浜比嘉、津堅	Km ² 5.86	人 2,448	第2次指定 1965.10.9
伊良部村	伊良部、下地	38.88	10,263	"
小 計 2	4	42.74	12,711	
仲 里 村	久米島、東奥武、 西奥武	55.06	8,124	第3次指定 1967.6.2
具志川村	久米島	27.82	5,922	"
伊江村	伊江島	20.20	7,059	"
知念村	久高島	1.25	463	"
下地町	来間島	2.62	496	"
小 計 5	6	79.13	22,064	
今帰仁村	古宇利島	2.93	795	第4次指定 1968.9.17
合 計 21	36	668.49	73,592	
全 琉		2,388.22	934,176	
対 比		28.0%	7.9%	相加平均17.95%

第六 離島振興事業計画の現状

(1) 離島関係全琉公共事業費と

年 度	離島関係全琉 公共事業費	伸 び 率	離島振興事業費
1965	6,952,000	100	713,000
1966	7,272,000	104.60	993,000
1967	8,357,000	120.21	1,534,000
1968	12,741,178	183.27	2,151,053
1969	17,759,078	255.45	3,033,120

(注) (1) 人口及び面積は1965年の国勢調査による。

(2) 1965, 1966, 1967, 1968年度は実績、1969年度は予算額を示す。

(4) 第4次指定の今帰仁村古宇利島は含んでいない。

離島振興事業費の比較

伸 び 率	離島の対全琉比	離島の対全琉面積比及び人口比		
		面 積 比	人 口 比	相 加 平 均
%	%	%	%	%
100	10.26	22.70	3.80	13.25
139.27	13.66	24.50	5.20	14.85
215.15	18.36	24.50	5.20	14.85
301.69	16.88	27.90	7.80	17.85
425.40	17.06	27.90	7.80	17.85

(4) 公共事業は、道路、港湾、空港、土地改良、農業施設、林道、漁港、造林、海岸保全、治山、治水、電気、水道である。

(2) 主 要 社 会 指 標

項 目	年 度 区 分	1968年6月	
		全 沖 繩	主 要 島
政 府 道	改 良 率	33.7%	37.4%
	舗 装 率	23.9	27.5
市 町 村 道	改 良 率	32.8	36.5
	輔 装 率	-	-
耕地面積1ha当り農道延長		32.01 ^m	32.58 ^m
電 灯	普 及 率	97.0%	98.0%
	平均送電時間	21時間	24時間
水 道 普 及 率		74.2%	78.7%

(3) 離島振興計画(事業)

末現在	1971年度		
	全沖繩	主要島	離島
離島			
11.6%	49.5%	51.3%	38.6%
2.7	37.4	41.9	10.8
19.3	35.9	38.0	28.4
-	-	-	-
^m 30.29	^m 41.82	^m 42.15	^m 40.81
90.0%	99.9%	100.0%	99.9%
8時間	21時間	24時間	18時間
46.6%	79.0%	72.5%	88.0%

事業名	計画額	1965年度 実績	1966年	
			実績	累計
道路	750,738		14,600	14,600
港湾	1,628,538	115,700	331,368	447,068
空港	87,900	13,526		13,526
市町村土木		6,170	20,698	26,868
かいこん、干拓	289,000			
土地改良	909,681	153,043	49,560	202,603
かんがい、排水	191,747	1,750	31,119	32,869
農道	538,734	72,641	115,104	187,745
林道	39,600	6,000		6,000
漁港	788,710	232,760	190,012	422,772
造林	72,628	17,294	17,272	34,566
海岸保全	491,400	148,432	136,579	285,011
治水	54,500		4,700	4,700
治山	28,100	15,878	18,800	34,678
電気	359,142	51,561	71,695	123,256
水道	284,035	18,020	46,651	64,671
計	6,514,453	852,775	1,048,158	1,900,933

備考：市町村土木の計画額及び達成率は道路に含めて計上した。

別) の執行状況

単位ドル

1967年度		1968年度		
実績	累計	予定	累計	達成率
186,000	200,600	555,620	756,220	126.0
645,779	1,092,847	354,190	1,447,037	88.8
13,550	27,076	280,139	307,215	349.5
37,579	64,447	125,450	189,897	
54,420	237,023	163,690	400,713	44.0
16,866	49,735	46,337	96,072	50.1
155,107	342,852	93,032	435,884	80.9
	6,000	5,480	11,480	29.0
308,672	731,444	99,708	831,152	105.4
19,461	54,027	24,891	78,918	108.7
17,125	302,136	31,880	334,016	68.0
	4,700		4,700	8.6
25,832	60,510	37,148	97,658	547.5
113,538	236,794	446,412	683,206	190.2
30,958	95,629	20,772	116,401	41.0
1,604,887	3,505,820	2,284,749	5,790,569	88.8

(4) 市町村別離島振興

市町村名	1965-1968 計画額	1965年 実績	1966年 実績	1967年 実績
伊平屋村	473,700	57,496	46,159	56,752
伊是名村	573,400	151,473	59,135	39,046
伊江村	55,220	-	-	-
与那城村	310,800	10,613	34,243	56,657
勝連村	252,674	-	7,499	20,314
知念村	17,192	-	-	-
渡嘉敷村	359,600	20,199	49,820	32,654
座間味村	281,100	19,675	52,145	42,637
粟国村	120,200	65,085	15,078	80,990
渡名喜村	492,400	99,615	116,053	179,139
仲里村	202,918	-	-	-
具志川村	159,113	-	-	-
南大東村	553,200	20,042	13,710	205,943
北大東村	192,300	7,370	9,713	27,163
平良市	427,700	176,728	18,201	155,304
下地町	8,888	-	-	-
伊良部村	614,248	-	264,506	42,988
多良間村	208,800	10,440	68	114,580
竹富町	803,200	127,271	166,025	422,231
与那国町	401,800	88,768	195,803	128,489
計	6,514,453	852,775	1,048,158	1,604,887

事業執行状況

1968年 予定	合計	達成率	備考
67,463	227,870	48.1%	
29,471	279,125	48.6	
40,454	40,454	73.2	第3次指定
22,603	124,116	39.9	平安座島第3次指定
25,253	53,066	21.0	第2次指定
20,360	20,360	118.4	第3次指定
24,855	127,528	35.4	
55,990	170,447	60.6	
13,235	172,388	143.4	
37,980	432,787	87.8	
202,395	202,395	99.7	第3次指定
273,166	273,166	171.6	第3次指定
237,786	477,481	86.3	
18,059	62,305	31.4	
54,080	404,313	94.5	
8,896	8,896	100.0	第3次指定
107,259	414,753	67.5	第2次指定
12,788	137,876	66.0	
1,006,655	1,722,182	214.4	
26,001	439,061	109.2	
2,284,749	5,790,569	88.8	

(5) 事業別資金計画

資金別	1969~1971			1969		
	総事業費	負担区分		事業費	負担区分	
		政府	市町村		政府	市町村
政府道	2,636,790	2,636,790	-	538,090	538,090	-
市町村土木	809,950	730,110	79,840	173,930	157,710	16,220
港湾	2,443,910	2,443,910	-	480,910	480,910	-
空港	162,000	162,000	-	-	-	-
土地改良	1,288,170	1,184,340	103,830	210,470	189,410	21,060
かいこん	4,500	4,050	450	-	-	-
農業施設	1,673,880	1,506,410	167,470	367,650	330,830	36,820
林道	738,000	724,700	3,300	130,000	130,000	-
造林	118,320	82,820	35,500	29,820	20,870	8,950
漁港	2,090,340	2,072,870	17,470	494,740	487,210	7,530
治山	184,540	184,540	-	57,540	57,540	-
治水	144,300	144,300	-	-	-	-
海岸保全	304,900	304,900	-	43,200	43,200	-
電気	1,230,050	1,106,970	123,080	496,390	446,720	49,672
水道	1,320,900	1,096,380	224,520	192,300	146,300	46,000
計	15,150,530	14,395,090	755,440	3,215,040	3,028,790	186,250

(1969~1971年度)

事業費	1970		1971		
	負担区分		事業費	負担区分	
	政 府	市 町 村		政 府	市 町 村
855,000	855,000	—	1,243,700	1,243,700	—
207,200	186,470	20,730	428,820	385,930	42,890
964,600	964,600	—	998,400	998,400	—
12,000	12,000	—	150,000	150,000	—
355,100	319,590	35,510	722,600	675,340	47,260
—	—	—	4,500	4,050	450
561,570	505,400	56,170	744,660	670,180	74,480
268,000	266,200	1,800	340,000	338,500	1,500
38,500	26,950	11,550	50,000	35,000	15,000
673,200	666,800	6,400	922,400	918,860	3,540
56,000	56,000	—	71,000	71,000	—
31,800	31,800	—	112,500	112,500	—
97,500	97,500	—	164,200	164,200	—
353,240	317,890	35,350	380,400	342,360	38,040
515,550	427,440	88,110	613,050	522,640	90,410
4,989,260	4,733,640	255,620	6,946,230	6,632,660	313,570

-51-

(6) 市町村別資金計画

市町村名	1969~1971			1969		
	総事業費	負担区分		事業費	負担区分	
		政 府	市 町 村		政 府	市 町 村
伊平屋村	585,320	539,690	46,630	123,250	112,160	11,090
伊是名村	577,060	532,710	44,350	71,810	63,420	8,390
伊江村	480,080	456,570	23,510	76,800	67,020	9,780
与那城村	376,200	344,170	32,030	69,360	63,020	6,340
勝連村	438,130	408,650	29,480	58,730	52,840	5,890
知念村	229,000	219,580	9,420	31,800	31,800	—
渡嘉敷村	344,780	332,680	12,100	31,340	29,200	2,140
座間味村	347,600	326,230	21,370	56,920	50,890	6,030
粟国村	303,900	283,150	20,750	113,200	102,820	10,380
渡名喜村	430,750	420,320	10,430	225,410	219,520	5,890
仲里村	1,562,500	1,451,410	111,090	241,800	220,680	21,120
具志川村	990,210	924,540	65,670	167,810	154,180	13,630
南大東村	734,990	673,170	61,820	229,970	213,860	16,110
北大東村	421,770	400,630	21,140	70,490	67,290	3,200
平良市	739,320	714,520	24,800	60,820	60,820	—
下地町	186,500	173,840	12,660	46,600	41,930	4,670
伊良部村	906,150	854,230	51,920	188,650	165,330	23,320
多良間村	596,300	562,150	34,150	157,700	149,550	8,150
竹富町	3,570,990	3,518,740	52,250	937,340	925,160	12,180
与那国町	1,068,120	1,033,750	34,370	189,880	180,890	8,990
治山 (一部一括)	141,540	141,540	—	35,540	35,540	—
造林 (一括)	118,320	82,820	35,500	29,820	20,870	8,950
合 計	15,150,530	14,395,090	755,440	3,215,040	3,028,790	186,250

-52-

(1969~1971年度)

単位：ドル

事業費	1970		1971		
	負担区分		事業費	負担区分	
	政 府	市町村		政 府	市町村
281,370	259,230	22,140	181,700	168,300	13,400
223,950	204,310	19,640	281,300	264,980	16,320
185,780	175,000	10,780	217,500	214,550	2,950
121,250	116,120	5,130	185,590	165,030	20,560
71,300	63,570	7,730	308,100	292,240	15,860
87,000	84,600	2,400	110,200	103,180	7,020
111,320	105,680	5,640	202,120	197,800	4,320
99,980	89,410	10,570	190,700	185,930	4,770
81,500	76,350	5,150	109,200	103,980	5,220
173,200	171,880	1,320	32,140	28,920	3,220
588,100	551,290	36,810	732,600	679,440	53,160
333,000	311,900	21,100	489,400	458,460	30,940
130,520	112,460	18,060	374,500	346,850	27,650
119,550	109,790	9,760	231,730	223,550	8,180
201,000	189,150	11,850	477,500	464,550	12,950
34,600	29,640	4,960	105,300	102,270	3,030
272,000	260,500	11,500	445,500	428,400	17,100
302,600	290,700	11,900	136,000	121,900	14,100
1,173,550	1,153,190	20,360	1,460,100	1,440,390	19,710
313,190	305,920	7,270	565,050	546,940	18,110
46,000	46,000	-	60,000	60,000	-
38,500	26,950	11,550	50,000	35,000	15,000
4,989,260	4,733,640	255,620	6,946,230	6,632,660	313,670

(7) 離島振興計画(1969~1971)とFY-69(初年度)の達成度

(1) 事業別

単位：ドル

事業名	計画額 (1969 1971)	69実施予定額	達成度	備 考
道 路	2,636,790	538,100	20.4%	
市町村土木	809,950	174,300	21.5%	観光道12,000ドルを含む
港 湾	2,443,910	481,100	19.7%	
空 港	162,000			
土地改良	1,288,170	210,600	16.3%	
かいこん、干拓	4,500			
農業施設	1,673,880	369,900	22.1%	
林 道	738,000	130,000	17.6%	
造 林	118,320	29,900	25.3%	
漁 港	2,090,340	495,800	23.7%	
治 山	184,540	57,600	31.2%	
治 水	144,300			
海岸保全	304,900	43,200	14.1%	
電 気	1,230,030	496,600	40.4%	
水 道	1,320,900	202,100	15.3%	
合 計	15,150,530	3,229,200	21.3%	

(d) 市町村別

単位：ドル

市町村名	計画額 (1969 1971)	69実施予定額	達成率 %	備考
伊平屋村	586,320	123,300	21.0	
伊是名村	577,060	71,900	12.5	
伊江村	480,080	84,300	17.6	
与那城村	376,200	69,600	18.5	
勝連村	438,130	59,000	13.4	
知念村	229,000	31,800	13.9	
渡嘉敷村	344,780	31,400	9.1	
座間味村	347,600	57,300	16.5	
粟国村	303,900	113,200	37.2	
渡名喜村	430,750	225,600	52.4	
仲里村	1,562,500	246,400	15.8	
具志川村	990,210	164,600	16.6	
南大東村	734,990	230,100	31.3	
北大東村	421,770	70,700	16.8	
平良市	739,320	60,900	8.2	
下地町	186,500	46,700	25.0	
伊良部村	906,150	188,800	20.8	
多良間村	596,300	159,000	26.7	
竹富町	3,570,990	937,700	26.3	
与那国町	1,068,120	191,400	17.9	
治山 (一部一括)	141,540	35,600	25.2	
造林 (一括)	118,320	29,900	25.3	
合計	15,150,530	3,229,200		

(e) 離島振興に係る

事業名	事業の区分
道路 (市町村道)	新設及び改築
港湾 (地方港湾)	水域施設、外かく施設、けい留施設、航路標識、旅客施設の建設又は改良若しくは復旧
土地改良	かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設及び改良、区画整理、開田又は開畑、埋立又は干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧、その他農地の改良又は保全のため必要な事業
農業施設	農業施設事業補助金交付要綱第2第2項ただし書の工事以外の農地の利用又は保全を図るため必要な施設の新設、改良又は復旧
村道 (民有林道)	林道の新設又は改修若しくは復旧
漁港 (第1種) (第2種)	外かく施設、けい留施設又は水域施設の修築

政府補助率

事業主体	補助率	一般補助率
市町村	10分の9以内	10分の8以内
市町村又は政府	100	100
政府以外の者	90%以内	80%以内
市町村又は法人	90%以内	80%以内
市町村、森林協同組合 森林協同組合連合会	90%以内	80%以内
漁港管理者	100	100

事業名	事業の区分
(第3種) その他	漁港施設補助金交付要綱第2のただし書の事業以外及び漁港法に基づく漁港区域以外の小型漁船の停泊、運航、上架に必要な船溜、水路、船揚等の新設又は改良若しくは復旧
造林	一般造林(民有林)造林事業 農地防風林
電気	発電施設(これに伴う送電変電配電施設を含む。)の改良、造成、復旧又は取得送電配電施設(変電受電施設を含む。)の改良、造成、復旧又は取得
水道	水源施設、導水管、送水管施設、浄水、排水施設の新設又は改良若しくは復旧及び共同天水タンク、共同井戸、水源保護施設の設置又は改修(簡易水道) 上水道
鉱業	採鉱(炭)選鉱(炭)製錬、運搬、加工、積込等鉱業に必要な設備及びこれらに附帯する機械、器具の取得又は設置(ただし坑道掘さくは除く。)

事業主体	補助率	一般補助率
市町村又は漁業	90%以内	80%以内
市町村、森林協同組合 森林協同組合連合会	70%以内 100%以内	70%以内 100%以内
法人又は市町村	90%以内	80%以内
市町村	80%以内	70%以内
市町村	60%以内	50%以内
法人	50%以内	40%以内